

参考資料一覧

参考資料1 農林水産省生物多様性戦略	1
参考資料2 戰略計画2011-2020(愛知目標)	29
参考資料3 生物多様性基本法の概要	33
参考資料4 生物多様性保全活動促進法の概要	35
参考資料5 農業の生物多様性に関するCOP10の決議	43
参考資料6 木づかい運動の概要	45
参考資料7 生態系と生物多様性の経済学(TEEB)	47
参考資料8 SATOYAMAイニシアティブに関するCOP10の決議	49
参考資料9 環境保全型農業直接支払	51
参考資料10 鳥獣被害防止特措法の概要	53
参考資料11 世界農業遺産(GIAHS)の活用	55
参考資料12 森林における生物多様性の保全および持続可能な利用の推進方策について(概要)	57
参考資料13 森林・林業再生プラン(概要)	61
参考資料14 新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～	67
参考資料15 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の概要	71
参考資料16 IPBES(生物多様性版IPCC)	75
参考資料17 東日本大震災による農林水産業への影響	77

農林水産省生物多様性戦略

農林水産省
平成19年7月

新編增補通志

卷之三十一

藝文志

書

序

跋

記

傳

說

論

考

評

<

目 次

I. まえがき	1
II. 農林水産業と生物多様性	1
III. 農林水産業における生物多様性保全に関する基本的な方針	3
(1)生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進	3
(2)国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進	3
(3)多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進	4
(4)農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献	4
IV. 地域別の生物多様性保全の取組	5
1. 田園地域・里地里山の保全	5
(1)生物多様性保全をより重視した農業生産の推進	5
(2)生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進	6
(3)鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進	7
(4)水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進	8
(5)農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興	8
(6)希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進	9
(7)草地の整備・保全・利用の推進	10
(8)里山林の整備・保全・利用活動の推進	10
2. 森林の保全	11
(1)多様な森林づくりの推進	12
(2)森林の適切な保全・管理の推進	12
(3)野生鳥獣による森林被害対策の推進	12
(4)担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進	12
(5)施業現場における生物多様性への配慮	13
(6)国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	13
(7)森林環境教育・森林とのふれあいの充実	13

(8) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展	14
(9) 「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進	14
(10) 森林資源のモニタリングの推進	15
(11) 世界の持続可能な森林経営の推進	15
 3. 里海・海洋の保全	15
(1) 藻場・干潟等の保全の推進	16
(2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進	17
(3) 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進	17
(4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進	18
(5) 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入	18
(6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進	19
(7) 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性保全の推進	20
(8) 野生生物による漁業被害防止対策の推進	20
 V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進	20
 VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	21
(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	21
(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保	22
 VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献	22
 VIII. 農林水産業の生物多様性指標の開発	23
 IX. 工程表	24
 X. 用語集	35

I. まえがき

熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅への危機感、更には、人類存続に不可欠な遺伝資源消失への危機感などを背景として、平成4年、地球サミットにおいて生物全般の保全に関する包括的な枠組である「生物多様性条約」が採択された。

我が国は、平成5年に、条約を締結し、条約の規定に基づき、平成7年、生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、第2次戦略となる新・生物多様性国家戦略を策定した。

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息生育する上で重要な役割を果してきた。

我が国の生物多様性保全のためには、農林水産業のあり方とその果たす役割が非常に大きい。同時に、安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためにも生物多様性保全は不可欠である。

農林水産省として、農林水産政策の展開にあたっては、従来から環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備を推進してきたことに加え、本課題に対応するため、現行の国家戦略のもと生物多様性保全を推進してきたところであるが、今般、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月)、森林・林業基本計画(平成18年9月)及び水産基本計画(平成19年3月)の見直し、有機農業の推進に関する法律の成立(平成18年12月)などを契機として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、農林水産省生物多様性戦略を策定する。

なお、戦略では、農林水産業における生物多様性に関する課題や施策を明らかにし、今後、本戦略を踏まえ、新たな施策を展開するとともに、幅広い国民の理解と参画により、地域で行われている生物多様性保全の取組を再評価し、応援するなど総合的に生物多様性保全を推進することとする。

II. 農林水産業と生物多様性

私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮らしに必要不可欠なものは、我が国の水田、森林、海などから農林水産業を通してたらされるものである。

農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されるこ

とにより成り立つものである。

我が国は、南北に長い約38万km²の国土を有し、約67%が森林、約13%が農地となっているほか、世界で第6位、国土の約12倍に及ぶ447万km²の排他的経済水域等を有しており、その中で農林水産業が営まれている。また、公海や漁業協定に基づき相手国排他的経済水域においても漁業活動が行われているところである。

我が国の国土において、原生的な天然林は、奥地脊梁山地や半島、離島などを中心に、限られた地域に分布しており、水田、畑などの農地、スギなどの人工林、薪炭や採草に利用された里山林、草地などが大きな割合を占めている。

これらの農地や人工林、里山林、草地に加え、藻場・干潟などにおいては、農林水産業などの人間の活動が、四季折々の風土に根ざした形で長期的に繰り返し安定的に行われ、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら持続的に営まれてきた。

それにより、地域特有の景観や自然環境を形成・維持し、特に、多くの生きものにとって貴重な生息生育環境を提供し、それぞれ特有の生態系を形成・維持するなど生物多様性に大きな役割を果たしている。

同時に、農林水産業の活動の場であり、人々の生活する場として、様々な生きものとの共生を通じ、地域独自の多様な文化に培われた豊かな農山漁村が形成されてきた。例えば、そこには、直接生産に有用な生きものだけでなく、秋の夕暮れの赤とんぼや小川に群れるメダカなど多くの生きものが見られ、直接ふれあつってきた。

また、新品種の開発における多様な遺伝資源の利用は、農林水産業を大きく発展させてきたところであり、さらに新たな可能性をもつものである。

しかしながら、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、外来種の導入による生態系破壊など生物多様性保全に配慮しない人間の活動が生物の生息生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきた。

近年、農林水産業の展開にあたっては、環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備の実施などに努めているが、一方で、生活様式の変化など社会構造の急激な変化や情報化・国際化による経済活動の変革が生じている中で、農山漁村の過疎化、担い手の減少などにより、農林水産業の活動が停滞し、里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、生物多様性が豊かな里地里山に昔から身近

に見られた生きものが減少するとともに、鳥獣被害が深刻になっている。

このような状況を国民の暮らしを支える農林水産業の展開への警鐘と受け止め、生物多様性保全の取組をより一層強力に推進する必要がある。

III. 農林水産業における生物多様性保全に関する基本的な方針

農林水産業は、自然界における多様な生物がかかわる循環機能を利用し、動植物等を育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業である。

のことから、持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、削り出している生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、生物多様性を保全していくことが不可欠である。

また、優れた自然環境を有する森林は、その保全・管理を通じて多様性に寄与している。

のために、次の基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性保全を推進することとする。

(1) 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進

安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性保全の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興とそれを支える農山漁村の活性化が必要である。

そのため、農林水産関連施策において、生物多様性保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ることとする。

(2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進

都市化・工業化に伴って自然との関係が希薄化している中で、大人から子どもまで国民各層から、様々な動植物や豊かな自然とのふれあいが求められている。様々な動植物や豊かな自然とのふれあいの場である里地里山などは、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、生物多様性に対する農林水産業の役割について、国民各層に理解を得ることが重要である。

そのため、農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、食育などを通じて、農林水産業と生物多様性への理解を深めるための取組を推進することとする。

(3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進

コウノトリなど希少な生きものの農村での復活に向けた地域ぐるみでの有機農業の実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組など生物多様性を保全する観点から地域の農業生産のあり方を見直す活動が行われている。

また、農業者や自治会、NPO等が参画する地域共同活動により、農地・農業用水等の保全に加え、水田魚道や渡り鳥への餌場の提供といった生態系保全活動などを実施する取組や鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備する取組、企業等による社会貢献活動の一環としての森林づくり、さらに、漁業者やNPO等による漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、各地域での様々な生物多様性保全の取組が、農林水産業や農山漁村の活性化に繋がっている。

このように、多岐にわたる生物多様性保全に向けた取組は、農林漁業者による生産活動の営みに加え、多様な主体が生物多様性保全の担い手として参加し、連携して取り組むことが効果的である。

そのため、農林漁業者や地域住民、NPO、民間企業、地方公共団体など、多様な主体による取組を後押しする観点に立って、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしながら行われている生物多様性保全の活動を再評価、応援するなど幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進することとする。

(4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

地球レベルでの生物多様性については、生物多様性条約第6回締約国会議(2002年)において、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標が掲げられているものの、現在のところ、生物多様性条約事務局の報告では、生物多様性の状況は依然悪化しているとされている。

世界的にみると農地の拡大や違法伐採、砂漠化などによる森林の減少、藻場・干潟の減少などが要因となり生物多様性が悪化している状況にあるほか、地球温暖化による生態系への影響も懸念されている。

そのため、農林水産物の輸入は、他国の生物多様性を利用しているという観点に立ち、地球レベルでの生物多様性保全に貢献するためにも、我が国の農林水産業の振興や森林の保全・管理などを通じた生物多様性保全に積極的に取り組むことにより、他の生物多様性への影響を少なくするとともに、砂漠化や地球温暖化の防止など農林水産分野における生物多様性保全に貢献する国際協力に取り組むこととする。

IV. 地域別の生物多様性保全の取組

農林水産業・農山漁村と生物多様性をとりまく状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進する。

1. 田園地域・里地里山の保全

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣等、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間となっている。

このような人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には、生物多様性への影響が懸念されるほか、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来、身近に見られた動植物の減少が見られるとともに、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

そのため、生物多様性が保全され、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進するとともに、農業は食料の生産に加え多様な生きものも生み出す活動であるとの視点に立ち、国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し、農山村の活性化を図る。

(1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

適切な農業生産活動が行われることによって生物多様性保全、良好な景観の形成などの機能が発揮される。一方、不適切な農薬や肥料の使用は、田園地域・里地里山の自然環境ばかりでなく、川などを通じた水質悪化による漁場環境への影響など生物多様性への影響が懸念されることから、田園地域や里地里山の生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進し、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でさらに取組を進める必要がある。

そのため、農薬・肥料等の生産資材の適正使用等を推進することが重要であり、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図る。特に農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等を厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じない

よう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図る。

また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減する等の先進的な取組を推進する。

さらに、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進する。

以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、農薬・肥料等の適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」であるGAP手法の導入が有効であり、今後これを推進する。

現状ではGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数が限定されていることから、まずは基礎的な事項について、一定の作物ごとに汎用性の高く、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき項目も取り入れたGAP手法のモデル(基礎GAP)等を活用して、GAP手法自体の普及を図る。

さらに、今後の課題として、農業技術が生物多様性にどのような正負の影響を与えていているのかを科学的に評価する手法のあり方を検討する。

(2) 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進

土づくりの後退や不適切な肥料及び農薬の使用は、土壤の劣化や地力の低下に加え、土壤微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の搅乱を招き、持続的な生産にも支障をきたす恐れがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。

そのため、土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壤・作物診断に基づき、たい肥等の有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壤微生物の生息数、多様性等土壤の生物的性質を維持・向上させること等により、地力の維持・増進に努める。

また、土壤の肥沃度や土壤病害の発生・抑制、物質循環に大きな関わりを持つ土壤微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働きの解明などの基盤技術の開発を推進する。

病害虫等の防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用や場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理(I P M)を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進する。これらの取組により、土壤微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進する。

このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものを育む様々な農業技術が見られるところから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努める。

以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進する。

(3)鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進

里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっている。また、人間生活と密接にかかわり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことを行わされてきた。

一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、イノシシ等による農業被害が生じていた。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になってきている。

また、アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっている。

野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要がある。

そのため、農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進するほか、捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、防護柵の設置、耕作放棄地の解消など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強

化を図る。

(4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するフナ類は産卵期には水田や農業用水路に遡上して浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じて様々な生息生育環境を利用している。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献している。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路等は、生産活動等の効率化や防災面から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮する視点が重要である。

そのため、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援する。

(5) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

農村環境は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等多面的機能の発揮の観点からも重要である。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、このような状況を踏まえた施策を展開していく必要がある。

そのため、適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPO等に対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動への支援を行う。また、

農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズム等都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進する。

(6) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

トキやコウノトリは、かつて、我が国の古き良き農村には普通に生息し、人々とともに暮らしていたが、乱獲や湿地の開発、営巣木等の減少、農薬使用によるエサの減少等人為的な生息環境の変化により、我々の前から姿を消した。

現在、人工繁殖したコウノトリやトキの野生復帰を目指す取組が地域において行われており、また、我が国は渡り鳥の有数の飛来地でもあるので、将来にわたってこれらの生息生育環境を維持するためには、水田などの農村の環境を整備することが重要である。

このため、冬期のえさ場対策として水田の冬期湛水、生き物が行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備が行われている。併せて、有機農業をはじめとする環境保全型農業による取組も行われている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国の全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。

そのため、生物多様性保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里山の環境整備を推進する。

また、有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進する。

さらに、都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識

されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進する。

(7) 草地の整備・保全・利用の推進

草地は貴重な生態系を形成し、多くの動植物に生存の場を提供している。草地のほとんどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理することにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生物生態系の保全、遺伝資源の保全、野生生物保護など生物多様性保全機能を有している。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動等人の手を加えることによって、ハナシノブやヒゴダイ等の植物、オオルリシジミのような希少な蝶の生息地として維持されている。

一方、草地は、採草や放牧による自給飼料基盤として、上一牧草一家畜をめぐる物質循環が成立し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可能となることから引き続き適切な維持管理が重要である。

そのため、生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行う。

(8) 里山林の整備・保全・利用活動の推進

里山林は、薪炭材利用や落葉の採取等地域住民の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応した様々な野生動植物が生息生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地等をいかした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されている。

しかし、近年の山村の過疎化・高齢化や生活様式の変化にともなってその利用が低下しており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

そのため、地域とボランティア団体等との連携による植栽や下刈り、間伐など里山林の多面的利用にむけた森林づくり活動を推進するとともに、森林と親しみ生物多様性保全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との交流活動を行う森林ボランティア団体等への支援などにより、里山林の整備活動の重要性への理解を広める。

2. 森林の保全

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。

また、現在の森林資源は、戦後築きあげてきた人工林を中心に利用可能な段階に入りつつある。国際的に木材需要が増大する中、国産材の利用拡大を通じ間伐等の森林の適切な整備・保全を進めることで、国内の森林・林業・木材産業の再生を図る必要がある。

なお、森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生動植物の生息生育環境とともに生物の多様性も変化し、特に人工林においては、成長段階に応じて間伐等森林の整備を適切に行っていくとともに、代採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

他方で、人と環境に優しい木材を多段階にわたり有効利用することは、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に資するものであり、その利用を一層推進していくとともに、都市住民も含め幅広く国民が、それぞれの状況に応じて森林づくりに関わっていくことにより、森林・林業・木材利用への理解を深めていく必要がある。

さらに、原生的な天然林について、自然環境の保全等森林に対する国民の期待が一層高まる中、適切な保全・管理を図ることが重要である。

このように生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っていくこととしており、現在、間伐の実施や、多様な森林づくりを推進するため、森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となって総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。

併せて、国内の木材供給の8割を輸入に頼っている我が国においては、林産物の輸入は他の生物多様性を利用しているという視点に立ち、国産材利用推進を軸に国内林業等の活性化を推進して国内森林資源を有効に活用するとともに、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林

における生物多様性保全に貢献する。

(1) 多様な森林づくりの推進

人工林の間伐等の施業が十分に実施されないことや、伐採後の再植栽が行われない状況も一部に見られ、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念されることから、100年先を見据えた多様で健全な森林の整備が必要である。

そのため、間伐の実施はもとより、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりを推進する。

(2) 森林の適切な保全・管理の推進

生物多様性保全を含めた森林の有する公益的機能の発揮を図るためにには、森林の適切な保全・管理を行うことが必要である。

そのため、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。

(3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、近年、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要である。

そのため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣による被害や生息の状況を踏まえた広域的かつ効果的な森林被害対策を推進する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林や針広混交林の造成を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

(4) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進

我が国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、その担い手である山村地域の活力を維持することが必要である。

そのため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保を図るほか、山村地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した魅力ある地域

づくりなどを通じて、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進する。

(5) 施業現場における生物多様性への配慮

森林の整備・保全の現場を担う林業事業体が作業を行う中で木材生産の観点だけではなく、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性保全を図る上で重要な要素となる。このため、森林計画制度において、地域森林計画等により、貴重な野生動植物の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業においても保護樹帯の設置など野生動植物の保全のための多様な取組が始まられている。

引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な取組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進する。

(6) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業やN P O等の活動が活発化とともに、森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加していることから、森林に対する国民のニーズに応えていく必要がある。

そのため、国民参加の森林づくりや森林の多様な利用を推進するにあたり、企業やN P O等が森林づくりに参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては企業等の森林づくり活動のためのフィールドの提供等を行うことにより、企業やN P O等が行う森林の整備・保全活動等を推進する。

(7) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実

生物多様性保全をはじめとして森林が有する多面的機能や、林業及び木材利用の意義等に対する理解と関心を深めるためには、森林環境教育や森林とのふれあいの機会を子どもたちをはじめとする国民に広く提供することが必要である。

そのため、教育・環境等の分野との連携による普及啓発活動、企画・調整力を有する人材の育成、国有林野における体験活動等を実施するためのフィールドの提供等を推進する。

(8) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

生物多様性保全などの森林の有する多面的機能の發揮のためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。

そのため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を進め、国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展を図ることにより、我が国の森林の健全な育成を進める。

(9) 「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進

我が国の森林面積の約3割、国土面積全体に対しその約2割を占める国有林野については、自然環境の保全等の森林に対する国民の期待が一層高まる中、多様な森林へ誘導を行うなど適切な森林の整備・保全を実施し、生物多様性保全をはじめとする公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を進めることを基本としている。

また、奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、生物多様性保全の観点からも、このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

そのため、間伐の実施や長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等を推進するとともに、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や外来種の侵入防止等に努めるとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息生育地等特別な保全管理が必要な森林を、保護林として積極的に指定し、その拡充を図りつつ、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進する。

さらに、野生生物の生息生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、隣接する民有林にも協力を要請しながら、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

(10) 森林資源のモニタリングの推進

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評価する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握・評価するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

(11) 世界の持続可能な森林経営の推進

世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年から2005年までに約1,290万ha(造林等による増加を差し引くと日本国土の5分の1に相当する約730万ha)の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因の一つであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極的な参画・貢献が必要である。

そのため、国連森林フォーラム(UNFF)などへの貢献、モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組、途上国における森林保全・造成に関する二国間の技術・資金協力、森林の減少・劣化の主要な要因の一つとなっている違法伐採への対策に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援などを通じ、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球規模での生物多様性保全に寄与する。

3. 里海・海洋の保全

我が国は、南北に伸びた複雑な海岸線を持つ列島であり、四方を海に囲まれ、世界で第6位の広大な排他的経済水域等を有し、その周辺海域は寒流、暖流が交錯することにより、生産力が高く豊かな生物多様性を持つ漁場となっている。

水産業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であることから、生産力を支える生態系の健全さを保つことが必要であり、そのためにも生物多様性保全が重要である。

ことに我が国沿岸海域は古来より人間活動との関わり合いが深く、採貝・採藻等の漁業活動を行ってきた。このような、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性保全が図られている海は「里海」として認識されるようになっており、適切に保全することが必要である。

他方、沖合域から公海についても適切な資源管理を行うことにより、水産資源の持続的な利用が可能である。このため、地域漁業管理機関等の枠組みを通じて科学的根拠に基づき海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用を図っていくことが重要である。

このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要がある。

なお、本年4月に公布された「海洋基本法」においても、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念として、海洋の生物多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされたところであり、里海・海洋を保全することはこうした考え方によるとある。

(1) 藻場・干潟等の保全の推進

生物多様性が豊かで生産力の高い健全な里海の実現のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題の一つである。

藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場、コンブ場等があり、干潟は人々にとって親水の場であるとともに、多くの渡り鳥が餌と休息の場を求め飛来する場ともなっている。これらを含めた沿岸水域は魚類をはじめとする多種多様な生き物の生育・産卵場のほか、陸上からの生活排水に含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、水質を浄化するなど、環境を保全することで生物多様性保全に大きく貢献している。また、亜熱帯水域において、サンゴ礁は水産資源の産卵、餌場、幼稚仔魚の育成場となっている。

しかしながら、高度経済成長期の沿岸開発、埋め立てなどにより藻場、干潟が大幅に減少しているほか、植食性魚類等の食害等により藻場が消滅する「礫焼け」が全国的に拡大している一方、干潟においても、二枚貝を捕食するナルトピエイ

等が増加し、健全な生態系の維持に懸念がある状況であり、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要がある。

そのため、海域環境に応じた手法による藻場・干潟の造成・保全を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進する。

他方、生活排水等による水産動植物の生育環境の悪化に対しては、下水道、浄化槽、集落排水施設等の整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取組んでいる。また、漂流・漂着ゴミの増加による、漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPO等が自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進する。

さらに、赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進する。

(2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要である。

そのため、漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進する。

特に、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進する。また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等の整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化する。

(3) 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文

化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。

そのため、豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

(4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要である。

そのため、水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進する。

また、資源状況悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理については、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除の取組みに努める。さらに、鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努める。

一方、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマグロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論がある。

例えば生物多様性条約における海洋保護区の設置の動きやワシントン条約における国際取引の規制下で海洋生物資源を管理しようとする動きである。

そのため、資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針等の混獲回避に向けた取組を進めるとともに、漁業活動による海洋生物多様性の保全と持続的利用が可能したことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図る。

(5) 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入

近年、水産資源の多くが低水準で生物多様性が損われており、資源管理の強化と減少した資源の回復が必要である。

そのため、平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量(TAC)を設定し、平成14年からは、緊急に資源回復が必要な魚種やそれらを対象とした漁業種類

を対象として減船・休漁の漁獲努力量削減や、種苗放流、漁場環境改善の取組を総合的に推進する政策として資源回復計画を引き続き推進するとともに、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識の下に計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進める。

他方、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、漁業者の取組を促進する。

(6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

近年、我が国周辺水域の水産資源は総じて低水準にあり、種苗放流や養殖漁業等の資源増殖施策を展開することにより、資源を回復、増加させが必要である。

そのため、放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響等に配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進する。

また、養殖漁業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進する。また、炭素や窒素等の安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進する。

さけ・ます増殖事業についても、さけ・ます資源の維持とその持続的利用を図るため、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進する。

さらに、河川・湖沼等の内水面は、漁業・養殖業の生産の場として国民に魚介類を供給しているほか、釣りやアウトドアなどレクリエーションの場の提供を通じて自然とのふれあいの機会を創出するなど国民生活にとって欠かせないものとなっている。しかしながら、近年、水産動植物の生息生育環境の悪化に加え、ブラックバスなど外来魚、カワウによる食害やアユ冷水病の蔓延により内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は厳しい状況にある。これらの問題に対応する上でも、内水面の生物多様性保全をなお一層図ることが重要である。

そのため、漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによる水産動植物の生息生育環境の改善を図るとともに、生物多様性保全の観点を含めた広域的な視点に立

って、外來魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等に対する疾病対策を推進する。また、産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進する。

(7) 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性保全の推進

野生水生生物の存在する生態系の維持を含め海洋等の環境を良好に保全していくことは、漁業の健全な発展を図る上からも極めて重要である。

そのため、野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行う。

また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図る。

(8) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

漁業生産に大きな被害を与える大型クラゲ等の野生生物の大量発生は、海洋汚染や水産資源の乱獲等による生物生息環境の変化等が原因との指摘もなされている。また、外來魚・カワウによる食害被害を含め、生態系のバランスが崩れ生物多様性を減少させることが懸念されている。

そのため、環境の変化等による漁業への悪影響を回避し、生物多様性保全を念頭に外來魚やカワウの食害防止に向けた効果的な駆除等の適切な対策を講じる。

また、希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数等の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進する。

さらに、鯨類等の大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、その影響緩和の取組を推進する。

V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与している。また、田園地域・里地里山における生産活動も農業

・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能である。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。

そのため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進する。

VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な地域在来の栽培植物を開発し、食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源として利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危険にある。

これらの遺伝資源は、病害虫抵抗性や温暖化に対応した新たな品種の開発に必須のものであり、近年、バイオテクノロジー等科学技術の進展に伴い、遺伝資源の利用は、食料・環境・エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。

このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用していくことが国際的にも重要である。また、生物多様性条約の発効により、遺伝資源の原産国の主権的権利が認められ、遺伝資源原産国以外による遺伝資源の収集・利用にあたっては原産国の合意が必要となっている一方、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共通のルールドで植物遺伝資源を円滑に入手・活用できる多国間システムを構築することを目的とする「食料及び農業のための植物遺伝資源条約(平成16年6月発効)」について、我が国として対応を図る必要がある。

さらに、現在、遺伝子組換え農作物等については、国内の生物多様性等に影響を与える懸念があるため、安全性を科学的に評価し、安全性が確認されたもののみを利用している。

(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用は、生産コストを低減した超多収作物や病害虫に強く農薬の不要な作物、エネルギー生産のための資源作物の栽培な

ど食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献することが期待されることから、有用な遺伝資源の収集・保存と持続可能な利用を促進することが必要である。

そのため、新しい品種の育成などの研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図るほか、植物・動物・昆虫ゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。

また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進する。

さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、产学研官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発等への利用を推進する。

(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

遺伝子組換え技術の活用により、様々な問題に解決に貢献する新たな農作物の品種が開発される可能性があるが、一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物との交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

そのため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書に基づき、平成16年に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごとに、開発の段階に応じて安全性を科学的に評価し、密封しない状態で運搬したり野外で自生したとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通が認められる仕組みを導入した。

また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通しないよう、栽培用の種子等について検査を実施するなど水際での検査を実施するほか、生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発、国民への情報提供などを実施する。さらに、万が一我が国の生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止などの命令を発出することなどにより管理の着実な実施を徹底する。

Ⅶ. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

開発途上国では、人口増加や貧困などの中で、より多くの生産と収入を得るた

め、過耕作や過放牧など資源収奪的な生産を余儀なくされた結果、土地や水などの資源が劣化し、砂漠化など地球規模の環境問題が生じており、生物多様性の悪化が懸念されている。これらの地球規模の環境問題は、国境を越えて個々の人間の生存に関わる脅威であり、国際社会が協調して対応していく必要がある。

そのため、国内外における我が国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献する。

Ⅷ. 農林水産業の生物多様性指標の開発

農林水産業が立脚する生物多様性の保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠である。

平成14年度から5年間にわたり取り組まれた「流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発」等において、新たな里山管理技術や昆蟲類の生息可能地の推定手法、瀬淵水路による魚類の生育環境維持技術など、自然と共生する視点から、農林水産業により形成された生態系を適切に管理する技術や基礎的なデータが得られ、里山林の保全・利用活動や水と生態系のネットワークなど生物多様性に配慮した関連施策に活かされているところである。

しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進する上で、指標の開発が必要である。

そのため、水田、森林、藻場・干潟等にどのような生きものが生息生育しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。

戦略計画2011-2020（愛知目標）（環境省仮訳）

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、平衡に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金动员戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源动员が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

生物多様性基本法の概要

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

年次報告

白書の作成

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性の保全にかかる法律の施行状況の検討

この法律の目的を達成するため、生物多様性の保全に係る法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

生物多様性保全活動促進法の概要

趣旨・背景

- ◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面
 - ・希少な野生動植物の減少
 - ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
 - ・外来種の侵入による生態系の搅乱
- ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要
 - ・自然的・社会的状況は地域によって様々
- ◆ 社会的要請の拡大
 - ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
 - ・生物多様性条約COP10の開催



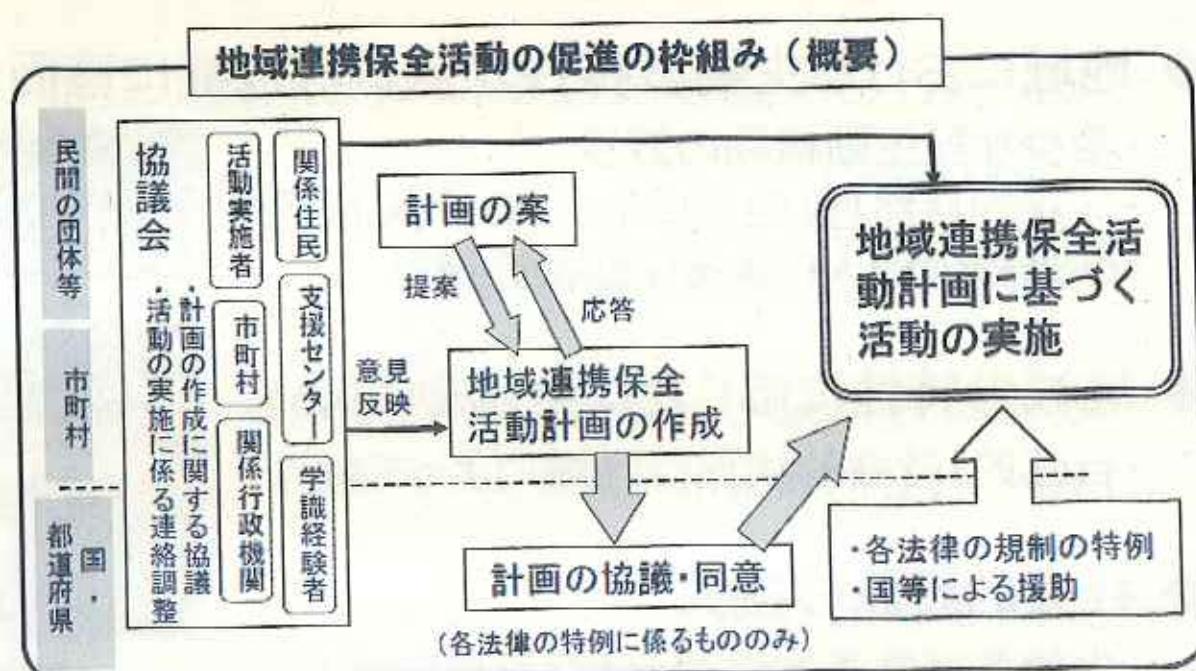
制度の概要

◆ 基本方針の策定

環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置（特例の対象となる行為は、参考資料1を参照）
(計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意)



◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

◆ 施行期日

法律の公布の日(平成22年12月10日)から起算して1年以内(基本方針に係る規定については公布の日)

地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

○○地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

- 活動：
- ・竹林の伐採
 - ・冬期湛水
 - ・シカの侵入防止柵の設置



△△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

- 活動：
- ・生息状況調査
 - ・餌場となる水辺の整備



生息状況調査

餌場となる
水辺の整備

食害防止柵の設置

竹林の
伐採

冬期湛水

都市公園
における植栽

ビオトープ
の創出

河川における
外来種の防除



複数の市町村が共同して
作成することもある。

□□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

- 活動：
- ・ビオトープの創出
 - ・河川における外来種（魚類）
の防除
 - ・都市公園における植栽



卷之二十一 水原の御西の感情と金司の筆跡

(説書) 関東の歴史小説を挙げてみると、
『水原の御西』はその中で、最も
興味深いものである。その理由は、
水原の御西の、
思想の闘争。

(説書) 関東の歴史小説を挙げてみると、

『水原の御西』はその中で、最も

興味深いものである。

その理由は、水原の御西の、

思想の闘争。

それが、この小説の大きな特徴である。



生物多様性保全活動のイメージ

里地里山

- ・森林の間伐、下草刈り
- ・竹林の伐採、雜木林での落ち葉かき
- ・湿地などでのヨシ刈り、葦木の伐採
- ・ボランティアによる植林
- ・希少種（ギフチョウやゲンゴロウなど）の生息環境を保全するための活動
(森林の管理、食草の保全、外来種の防除)
- ・鳥獣被害対策
- ・隠れ場となる藪の刈り払い、侵入防止柵の設置、鳥獣の個体数調査など
- ・動植物の生育・生息状況調査
- ・環境教育活動、自然観察会など



河川・海

- ・希少な魚類の生息環境を保全するための活動
(魚道の設置、外来種の防除、草刈り、清掃、浚渫など)
- ・海岸や干潟を利用する生物（ミクダやカブトムツなど）の生息環境を保全するための活動
・養殖・干潟の保全活動
- ・サンゴを捕食するオニヒトテの防除
- ・動植物の生育・生息状況調査



奥山地域

- ・希少種の生育・生息状況調査
- ・希少種の保護増殖を図るために活動
(希少植物の播種、梱箱の設置など)
- ・市民団体による森づくり
- ・自然観察会、バトロールなど



田園地域

- ・田んぼなどにおける希少種（鳥類など）の飼育場となる水辺の整備
- ・動植物の生育・生息状況調査
- ・冬水たんぼ
- ・城・無農薬などによる米づくり
- ・生物に配慮した用水路づくり
- ・生物による水辺の整備



都市

- ・都市内の緑地の管理
- ・ビオトープの創出
- ・鳥などの調査
- ・環境教育活動、自然観察会
- ・市民と協働した緑地に関する計画づくり
- ・外来種の防除



和市公園での自然観察会

河川敷での外来種駆除の作業

和市公園での自然観察会



農業の生物多様性に関する COP10 の決議

「農業の生物多様性」(2010 年 10 月 29 日決議) (抄)

Agricultural Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

1. 農業の生物多様性が、2009 年の食料安全保障に関する世界サミットにおけるローマ宣言で認識されたように、特に、気候変動に晒され、自然資源が限られた状況の中で、食料の安全保障や栄養補給の点において重要であることを認識する。
18. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(1971 年、イラン・ラムサール)第 10 回締約国会議の「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を主題とする決議 X. 31(水田決議)が、とりわけ、世界中の 114 カ国で米が栽培されていること、水田(米を栽培するために水を張り灌漑した耕地)が何世紀にも亘り広大な面積の水面を供給し、水田生態系を維持させるために重要な米と関連した高いレベルの生物多様性を、他の多くの生態系サービスを提供していることと同様に支持していることに留意して、これを歓迎し、ラムサール条約決議 X. 31 と農業の生物多様性に関する作業計画の実施との関連性を認識し、関係する締約国に対して、適当な場合、この決議の完全な実施を求める。
19. 農業生態系、特に、水田及びオアシスの生態系について、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、その重要性を認識し、国連世界食糧農業機関(FAO)に対して、その資源の範囲内で、条約事務局長及び、先住民及び地域のコミュニティーを含む関係パートナーとの協議の上、第 11 回締約国会議までに考慮できるように、締約国に対する政策に関するガイダンスをさらに支援するために、本条約及び他の関連する国際的約束に適合して、農業生態系によりもたらされる生態系サービスの評価に関する更なる研究に取り組むことを求める。

木づかしい運動の概要

- 国産材の利用の意義を 국민に幅広く訴えるため、平成17年度から国民運動として、「木づかしい運動」を展開
- 木材の利用が地球温暖化防止等に資するという木材利用の意義や木材の良さについて、一般の消費者や企業等にわかりやすく、直接訴えるなど集中的な普及啓発を推進
- 企業等と連携し、企業活動を通じた国産材需要拡大や企業の実需を地域材に結びつけていく活動を展開

■ 企業の交流セミナーの開催、政府広報等による普及啓発活動を展開、感謝状の贈呈等

- ・木づかしい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェアを開催し、国産材利用製品の製造、販売、使用企業が相互に交流することにより、新たなビジネスチャンスを創出。

- ・国産材を大量に利用し、国産材利用の意義や良さについて積極的にPRした企業等に対して感謝状を贈呈。

■ ロゴマーク「木づかしいサイクルマーク」を通じた普及啓発活動



- ・「木づかしいサイクルマーク」を制定し、国産材を使用した木製品やパンフレット等への添付を通じて国産材の利用をPR。
- ・平成23年2月現在、277の企業・団体がマークを使用登録。

■ 木材利用に関する教育活動(木育)の推進



国産材のおもちゃ



参加募集



木育キャラバン(島根県)



木づかしい運動ポスター



木づかしい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェア

CHINESE CLOTHING
AND COSTUME
IN THE MUSEUM



生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

参考資料7

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、
生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、
科学や経済の専門家をつなげることで、
今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアチブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合（ドイツ・ポツダム）

- 「ポツダム・イニシアチブ—生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始
第1フェーズ：平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9（ドイツ・ボン）

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ（日本も一部協力）
第2フェーズ：平成20年5月～平成22年10月（予定）

平成22年10月 生物多様性条約COP10（名古屋）

- 最終報告書が公表。
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をまとめたもの。



生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB チームリーダー
Pavan Sukhdev (UNEP)

UNEP
欧州連合
英国環境・食糧・農村地域省
ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省

DO(理論)

D1(政策決定者向け)

D2(自治体向け)

D3(ビジネス向け)

D4(市民向け)

日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献
地方自治体の生物多様性施策についての日本の優良事例を提供。

例)「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)
「地下水涵養による水資源の保護」
(熊本県白川中流域)

D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。

【提言】

① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要

生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。

② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる手法への変更が必要

- ・生物多様性の保全等に悪影響を与える補助金の改革・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入
- ・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
- ・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。など



世界銀行による国際的な取り組みへ
(国家勘定への取り込み等)

SATOYAMA イニシアティブに関するCOP10の決議

「生物多様性の持続可能な利用」(2010年10月29日決議) (抄)

Sustainable Use of Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

- 5 日本国政府及び国連大学高等研究所が SATOYAMA イニシアティブの発展を円滑に進め、調整を行う上で果たした主導的役割に注目する。
- 6 SATOYAMA イニシアティブが、生物多様性の利益と人類の幸福のために人為の影響を受けた自然環境をよりよく理解し支援するために潜在的に有益な道具であることを認識し、SATOYAMA イニシアティブが、本条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する国際的な義務と整合が図られ、又は調和がとれた形で利用されることを確認する。
- 7 生物資源の持続可能な利用のための、知識がより普及され、能力が向上され、プロジェクトやプログラムが促進され、SATOYAMA イニシアティブと、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「人間と生物圏計画」、「国際モデル森林ネットワーク」、地域又は先住民社会により開発され管理された地域社会により保全された地区を含む他のイニシアティブや活動との相乗作用が促進されるよう、生物多様性条約第10条(c)項に従って、慣習的な利用についての理解と実施が前進するように、SATOYAMA イニシアティブをさらに議論し、分析し、理解することを認識し、支持する。
- 8 人為の影響を受けた自然環境における実践のプロジェクトや活動に対する意識を高め、支援することと同様に、ケーススタディを収集・分析し、教訓を取り出し、生物資源の持続的な利用に関する様々な実践例についての研究を促進することを含む SATOYAMA イニシアティブにより特定された活動を実行するための仕組みとしての国際的パートナーシップについて注目する。また、締約国とその他の政府、関係機関に対して、本パートナーシップへの参加を促す。
- 9 SATOYAMA イニシアティブを含む生物多様性の持続可能な利用を支援し、必要に応じて増進させることを、事務局長に対して要求し、締約国、他の政府及び関係機関に対して促す。

——— 聚馬首而立，列其將士，以觀其勢。

此一舉也，如火燎原，勢不可擋，其勢已成，則無往而不勝。

而後，再以智謀，巧施計策，以制敵於死地，則無往而不勝。

故曰：「兵者，非萬能之術也，但能用兵者，則無往而不勝。」

此一舉也，如火燎原，勢不可擋，其勢已成，則無往而不勝。

而後，再以智謀，巧施計策，以制敵於死地，則無往而不勝。

故曰：「兵者，非萬能之術也，但能用兵者，則無往而不勝。」

此一舉也，如火燎原，勢不可擋，其勢已成，則無往而不勝。

而後，再以智謀，巧施計策，以制敵於死地，則無往而不勝。

故曰：「兵者，非萬能之術也，但能用兵者，則無往而不勝。」

此一舉也，如火燎原，勢不可擋，其勢已成，則無往而不勝。

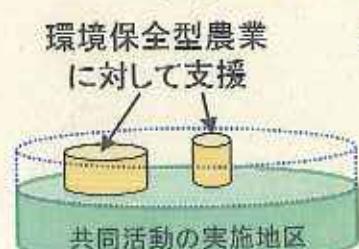
而後，再以智謀，巧施計策，以制敵於死地，則無往而不勝。

環境保全型農業直接支払

参考資料9

- 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。

これまで(農地・水・環境保全向上対策)



平成23年度～(環境保全型農業直接支払)



全国に支援を拡大



- 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

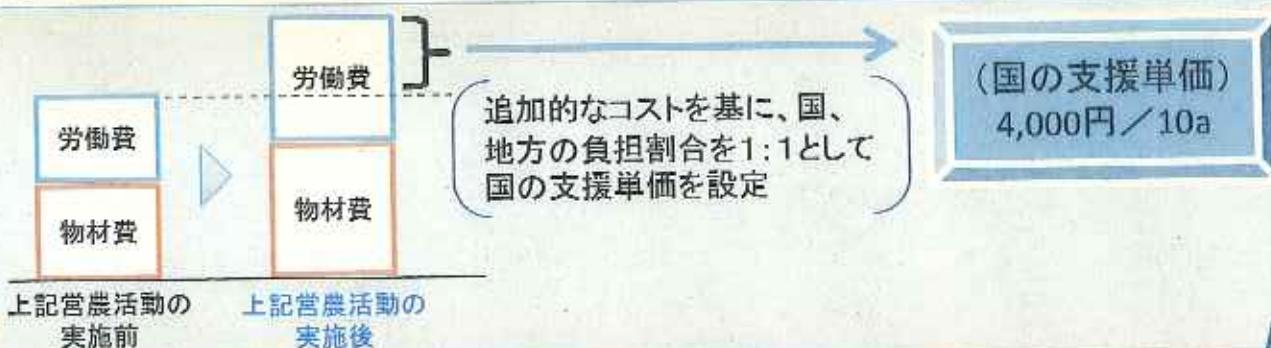


地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組
 - カバーコロップの作付け
 - リビングマルチ、草生栽培の実施
 - 冬期湛水管理
- 有機農業の取組



- 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

＜国の支援単価＞

水稻:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等

鳥獣被害防止特措法の概要

目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与します。

内容

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成します。



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成します。

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられます。

具体的な措置



権限委譲

都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限行使できます。

財政支援

地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられます。

人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられます。

施行期日

施行期日は平成20年2月21日。

世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems : GI AHS (ジアス)) の活用

GI AHSの概要

- ・FAOが2002年から開始したプロジェクトで、次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する地域（サイト）を認定する制度
 - ・地域が主体的に計画し、行動することが原則
 - ・GI AHS認定後は、計画に沿った活動やモニタリングを実施
 - ・農業者の農法や開発行為について、直接の制限なし
 - ・認定のメリットは、認定地域としての知名度向上を活かした農産物のブランド化等
- GI AHSは、各國の多様な農業の存在を積極的に評価し、これを維持、活性化することを目的とした仕組みであり、我が国の農村地域がこの認定を受けることは、
- ①水田を主体とした我が国農業の環境調和性を国際的にPR
 - ②ブランド化や観光への活用を通じた農村地域の活性化等の効果が期待され、農政推進上の観点からも重要である。
- このため、地域におけるGI AHSの取組に対し、農林水産省として、情報提供等の支援など「協力」を行う。

GI AHS認定に向けた取組

佐渡地域及び能登地域では、GI AHSの認定に向け、国連大学や国、県の支援を受けつつ、ビジョンや活動計画を検討し、昨年12月にFAOへ申請したところ。

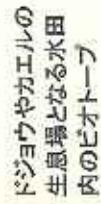
(例) 島に受け継がれたトキを中心とした豊かな生態系や景観を保全する「生きものを育む農法」の振興（佐渡市）



「生きものを育む農法」



トキの飼養などなる
冬期灌水田



ドジョウやカエルの
生息場となる水田
内のビオトープ

「トキをシンボルに米のブランド化」

認証の基準

- ・生きものを育む農法の実施
- ・エコファーマーの認定
- ・農薬・化学肥料の削減
- ・生きものの調査の実施



佐渡島
(新潟県)
佐渡市

島の南北に山地・丘陵地、
その間に平野が広かる

農村地域の生物多様性の保全と活性化に寄与

「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」
(平成21年7月、林野庁有識者検討会とりまとめ)

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について (概要)

1 趣旨

平成22(2010)年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、我が国で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催される節目の年である。このことも踏まえ、我が国の豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を健全な形で将来に残していくため、外部有識者(※)からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、森林・林業関係者等の生物多様性の保全に対する理解を深めるとともに、今後の望ましい森林・林業施策の方向性に係る提言をとりまとめるものである。

2 背景・課題

- 森林、農地、湿地、河川等の様々な生態系は、植物、動物、微生物、土壤、水等の多様な構成要素が、人間の継続的な営みによる働きかけを含め、様々なつながりを形成することによって成り立っており、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、これら生態系は全体として安定した地域固有の自然環境を形成し、気候の安定化、洪水等の調節、有用な資源の供給、野生生物の生息・生育環境の確保等に寄与する一方、このような生物多様性が失われることは、社会経済システムの維持のみならず人類の存続に対する脅威となるもの。
- 世界の陸地面積の約3割を占める森林は、陸上の生物種の約8割がその生息・生育を依存するなど、森林生態系は野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるもの。
- 一方、国際的には熱帯林の減少・劣化が依然として進行するとともに、我が国においても人工林の管理放棄を含む里山林の放置、天然林の質的低下等がみられるほか、生物多様性の損失を今後さらに招く要因として、

かつて薪炭材生産を主体として維持管理されてきた広葉樹二次林の放置に伴う植生遷移の進行や、シカの個体数の増加に起因する下層植生の消滅等の森林生態系の生産力・再生力の減退が特に懸念されるところ。

- さらに、地球温暖化の進行は、生物種や生態系が適応できるスピードを超え、多くの種の絶滅を含む甚大な影響を与えるものと予測されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用については、地球温暖化の防止・適応策と等しく重要な問題として一体的に取り組んでいくことが不可欠。

3. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基本的方向

- 我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、他の先進国や主要林業国と比較して極めて高い森林率を維持しており、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。
- すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しているものであり、原生的な自然環境を必要とする動植物のほか、人為による攪乱（伐採、バイオマス利用）や自然の攪乱（噴火、火災、風倒、枯死等）によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する動植物が存在するため、森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、あらゆる植生タイプ、あらゆる遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
- この際、生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、不確実性を減らすための調査研究に取り組むとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要
- このため、森林資源の保続培養を図るために必要な森林施業の規範を示す森林計画制度は生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から十分評価されるものであり、制度の的確な運用を通じ、規制的な措置とと

もに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

4. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的対策

(1) 制度面での対応

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を基本とし、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリングにより個々の指標ごとの現状を客観的に捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での政策課題や重点的に取り組むべき施策を関係者の合意により明らかにし、③それを次の地域森林計画等の策定に反映させていくという、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図っていくことが重要。

(2) 事業活動での対応

生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、縁の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれがある希少な種の生息・生育区域や地域的に隔離された生態系の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存及び生物多様性に係る専門家の育成と国民への普及啓発等を総合的に推進するとともに、森林吸収源対策等の地球温暖化防止対策と生物多様性の保全及び持続可能な利用を一体的な課題として取り組むことが重要。

さらに、平成 22 (2010) 年の「国際生物多様性年」から翌 23 年の「国際森林年」にかけて、NPO 等の活動に対する支援や企業活動等との連携も含め、産官学一体となって、切れ目のない運動を開催し、我が国の森林・林業の果たしている役割や重要性を国内外に積極的にアピールすることが必要。

(※) 森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿

[五十音順・敬称略]

- 秋庭悦子 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- 有馬孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- 合瀬宏毅 日本放送協会解説委員
- 清野嘉之 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- 楠部和弘 日本林業同友会理事
- 高松健比古 財団法人日本野鳥の会監事
- 田中惣次 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- 横山隆一 財団法人日本自然保護協会常務理事
- 鷲谷いづみ 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(参考 URL)

・本提言の本体

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kenho/pdf/090723-02.pdf>

・「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の概要（資料）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kenho/tayousei.html>

森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要） ～コンクリート社会から木の社会へ～

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

III. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業体サポート

2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

IV. 推進体制

- ・ 森林・林業再生プラン推進本部（本部長：農林水産大臣）
- ・ 検討委員会（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。

(續三)「本會本來是希望公眾人士可以支持我們的行動，但我們的行動已經被視為一個政治事件了。」

在這場抗議運動中，抗議者對抗的是「殖民地政府」，而殖民地政府的代表就是當時的殖民地行政長官黎敦義（Sir Alexander Grantham）。黎敦義在殖民地政府工作了二十多年，他對殖民地政府的政策和社會問題都有深入的了解。黎敦義在殖民地政府工作了二十多年，他對殖民地政府的政策和社會問題都有深入的了解。

黎敦義在殖民地政府工作了二十多年，他對殖民地政府的政策和社會問題都有深入的了解。

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要

1. 改革の方向

これまでの森林・林業政策は、森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し広く支援。その結果、施業集約化や路網整備、機械化の遅れ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況。このことを真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、以下の点について段階的、有機的に推進し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業体や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ること

2. 改革の内容

(1) 全体を通じた見直し

- ・ 国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組を推進するため、市町村森林整備計画のマスタープラン化、森林経営計画（仮称）の創設など持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備

(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

- ・ 無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・ 意欲と能力を有する者が、面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を創設
- ・ 森林経営計画（仮称）作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

- ・ 森林経営計画（仮称）等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・ 丈夫で簡易な路網として、林業専用道、森林作業道の区分を新設し、全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・ 路網開設等に必要な人材の育成、路網整備を加速化させていくための支援を充実

(4) 担い手となる林業事業体の育成

- ・ 森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、その実行状況を明確化
- ・ 森林組合と民間事業体とのイコールフッティング（機会均等）を確保

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

- ・ 川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり
- ・ 設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の木造化の推進、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成
- ・ パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用

(6) 人材育成

- ・ 森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成、集約化施業を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
- ・ 国有林は多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供

◎ 俗文化語彙：從舊城到新都的二品美術——刺繡
——被稱為「色彩繡」的蜀錦的織物——仔細

在當時的社會中，刺繡是上流社會的一項重要藝術。蜀錦是中國四大錦之一，其歷史悠久，傳說有二千年的歷史。蜀錦以其色彩鮮豔、織紋清晰、紋樣繁多、絲質柔軟、織工細密而著稱。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

蜀錦之所以能夠在中國歷史上占有重要地位，原因之一就是它具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

蜀錦的織造技術

蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。蜀錦的織造技術高超，織紋清晰，色彩鮮豔，紋樣繁多，絲質柔軟，織工細密，具有濃厚的地方色彩和獨特的藝術風格。

森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

現 状
○施業放棄森林の増加
○形骸化している森林計画制度
○計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
○丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
○計画的な人材育成策の欠如



現 状
○ 流通構造が小規模・分散・多段階
○ 需要者のニーズに対応できていない供給体制
○ 公共建築物の木造率が低位
○ 毎年2,000万m ³ の林地残材が発生
○ 消費者理解の醸成、人材の育成が必要



10年後の姿

木材自給率50%以上

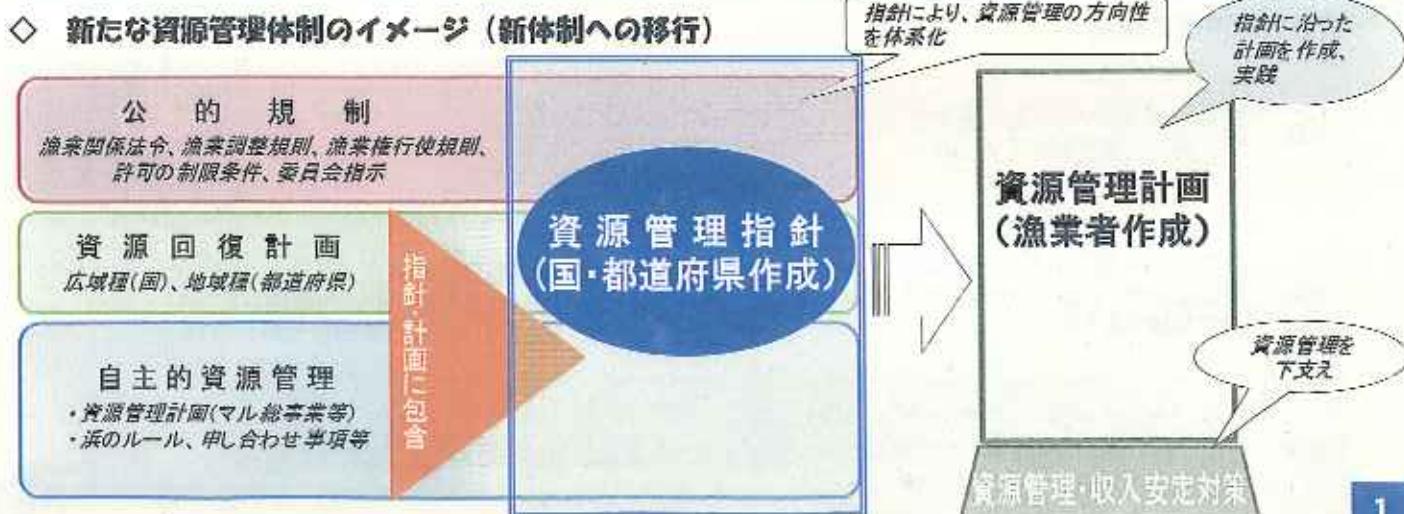
中山間地域での雇用拡大・経済活性化、
森林の多面的機能の發揮、持続的な森林経営の確立

新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～

《I-1. 資源管理指針・資源管理計画の導入の必要性》

- 資源状況が低位にある資源が多く見られる中、国民への水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確実なものとするためには、資源状況等に即した水産資源の適切な管理が最も重要な課題。
- このためには、漁業者、研究機関、行政が一体となった計画的資源管理を行うことが重要。
- 今般導入する資源管理指針・資源管理計画の体制は、現在、資源回復計画等により行われている計画的資源管理を他の魚種、漁業にも拡大し、基本的に全ての漁業者が計画に基づく資源管理に参画するよう促すもの。
- 併せて、資源管理・収入安定対策を講じることによって、資源状況の変化等に即した機動的資源管理が進められることを期待するところ。

◇ 新たな資源管理体制のイメージ（新体制への移行）



《I-2. 資源管理指針・資源管理計画の概要》

【資源管理指針】

- 資源管理指針は、今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本的方針であり、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的な管理方策を内容とする。
- 主要魚種(TAC対象魚種、カツオ・マグロなど)については国が、地域の重要な魚種は都道府県が指針の管理対象とし、これら魚種の管理方針及びそれらを漁獲する漁業について、行うべき資源管理措置を定める。

大臣管理漁業 → 国指針
(水産政策審議会の意見聴取)
知事管理漁業 → 都道府県指針
(海区漁業調整委員会の意見聴取)

【資源管理計画】

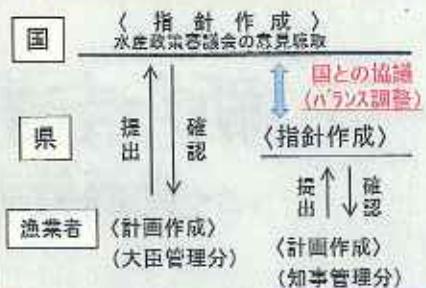
- 資源管理計画は、資源管理指針に基づき関係漁業者が漁業種類ごとに自主的に作成するもので、資源管理指針に記載された漁業種類毎の資源管理措置について、その規模等を具体的に記すもの。

【指針・計画のバランス確認】

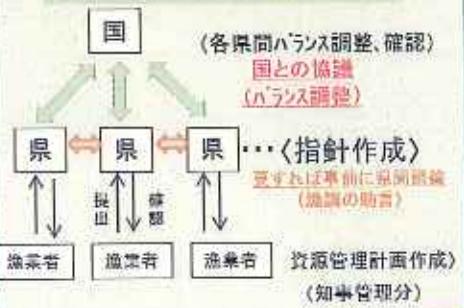
- 都道府県指針については、他都道府県とのバランス等を確認するため、国との協議を求ることとする。
- 漁業者の作成する資源管理計画については、その内容が指針に沿っているか、指針作成主体(国又は県)が確認。

指針・計画のバランス確認イメージ

主に大臣管理漁業により採択されるもの
(TAC魚種、クロマグロ等)



主に知事管理漁業により採択されるもの
(サワラ、ガザミ等)



2

《I-3. 実施すべき資源管理措置》

- 各漁業において実施すべき資源管理措置は、対象資源の状況、漁業種類等によって異なり、その内容も許可の制限又は条件、漁業調整規則などの公的資源管理に加えて、漁業者が自ら行う自主的資源管理がある。
- 資源管理指針及び資源管理計画に記載すべき資源管理措置は、自主的に取り組む休漁や体長制限などの措置とする。(漁業調整規則等による公的資源管理についても、その遵守について改めて記載)
- 自主的資源管理措置については、措置の程度等に応じて類別し、少なくとも、操業の自粛をともなうもの(A類)を1つ以上、A類を含まない場合には漁具規制などその他漁獲努力量を削減するもの(B類)を含む2つ以上の措置を実施するよう求める。

資源管理措置の類別

A類	漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・予め期間や日程を決めた休漁 ・漁業者毎の漁獲量の上限設定 ・1日あたりの操業時間の上限設定	
B類	漁業者の操業そのものを自粛するものではないが、他の手法により漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・区域、期間別の複数による総量上限設定 ・漁具規制・漁獲物規制(体長制限、小型魚保護等) ・操業回数上限設定・操業区域規制(保護区域等)	
C類	漁獲努力量を制限するものではないが、資源の増大に資するものであると水産庁長官が認めるもの	(例えば) ・稚苗放流・漁場の整備(藻場造成、海底耕耘等)	

3

《I-4. 資源管理措置の履行確認》

- 資源管理指針及び資源管理計画に記載される各資源管理措置は、確実に履行されることが必要。
履行が確認された漁業者に対して収入安定対策を講じることを想定。
- このため、履行確認が適切に行われるよう、各資源管理措置に係る履行確認の方法は、資源管理指針、資源管理計画に記載。
- 具体的には、資源管理指針に各資源管理措置の確認方法を記載し、資源管理計画には、履行確認のため漁業者が提出する証拠書類を記載。
- 履行確認のプロセスにおいては、行政側の漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）のデータも併せて活用。

履行確認方法記載のイメージ

資源管理指針記載例

資源管理措置	履行確認手段・方法(例)
休漁	・操業日誌 ・市場伝票 ・漁協伝票 ・写真(係船休漁時) 等
漁獲量規制	・市場伝票 ・漁協伝票 等
操業時間制限	・漁協記録簿(出港・入港時刻) 等
漁具規制	・漁具、設備の写真 等
操業区域規制	・GPS記録 等
漁獲物規制	・市場、漁協データ 等
稚苗放流	・活動記録 ・経費負担の証拠書類 等
漁場整備等	・活動記録 等

資源管理計画記載例

指針規定 資源管理措置 項目	自主的 資源管理措置	確認用提出書類
漁具規制	網目拡大 ○寸目以上	漁具写真(網目)
"	使用反数制限 △反以下	漁具写真(積込前後)
休漁	定期休漁 9~11月 毎週土曜休漁	漁協出荷状況データ

リンク

4

《I-5. 資源管理指針、資源管理計画に記載すべき具体的な事項》

【資源管理指針】

1. 都道府県の資源管理の基本的な考え方
当該都道府県における漁業生産の概観、資源管理への取組の実態、今後の進め方等について記載
2. 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向
(魚種別資源管理)
主要魚種ごとの資源状況(漁獲状況)等を踏まえた資源管理の方向性、目標を記載し、当該魚種を利用している主要漁業について、漁業毎に行うべき資源管理措置を記載

(漁業別資源管理)
特定魚種を対象とした資源管理が困難な漁業について、漁業ごとに漁獲の状況、資源管理の方向性、目標を記載し、それを達成するための資源管理措置を記載
3. その他
資源管理措置の履行確認(手法、漁獲量把握システムの活用等)、漁業者の履行確認への積極的協力の義務、稚苗放流、生育場の育成などについて積極的に推進すべきことを記載

【資源管理計画】

1. 目的
当該漁業の実態、資源管理への取組の必要性等を記載
 2. 対象海域
 3. 対象資源
 4. 資源管理目標及び達成のための措置
指針に記された資源管理目標を達成するための具体的な自主的資源管理措置、履行確認のための提出証拠書類を記載
 5. 取組期間
- ～その他～
- ・管理体制や計画遵守のための措置、計画参加・脱退の手続等を記載
 - ・使用漁船名、登録番号を明記した計画参加者の名簿を添付

リンク

5

食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の概要

参考資料15

1. 名称：食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR)

2. 締約国：2004年発効、現在127カ国及び欧州共同体(EU)

3. 目的：

持続的な農業及び食料安全保障のため、

(1)食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用

(2)食料・農業植物遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分

4. 対象：全ての食料・農業植物遺伝資源

(下記MLSの対象は、条約附属書に示す作物種類のものに限定)

5. 条約の内容：

(1)食料・農業植物遺伝資源へのアクセスと利益配分を各国共通のルールの下で行うことができる
多国間システム(MLS)を構築

(2)MLSに提供された食料・農業植物遺伝資源は、あらかじめ定められた標準材料移転契約(SMTA)による簡易で迅速なアクセスが可能(アクセスに係る条件に関する個別の交渉が不要)

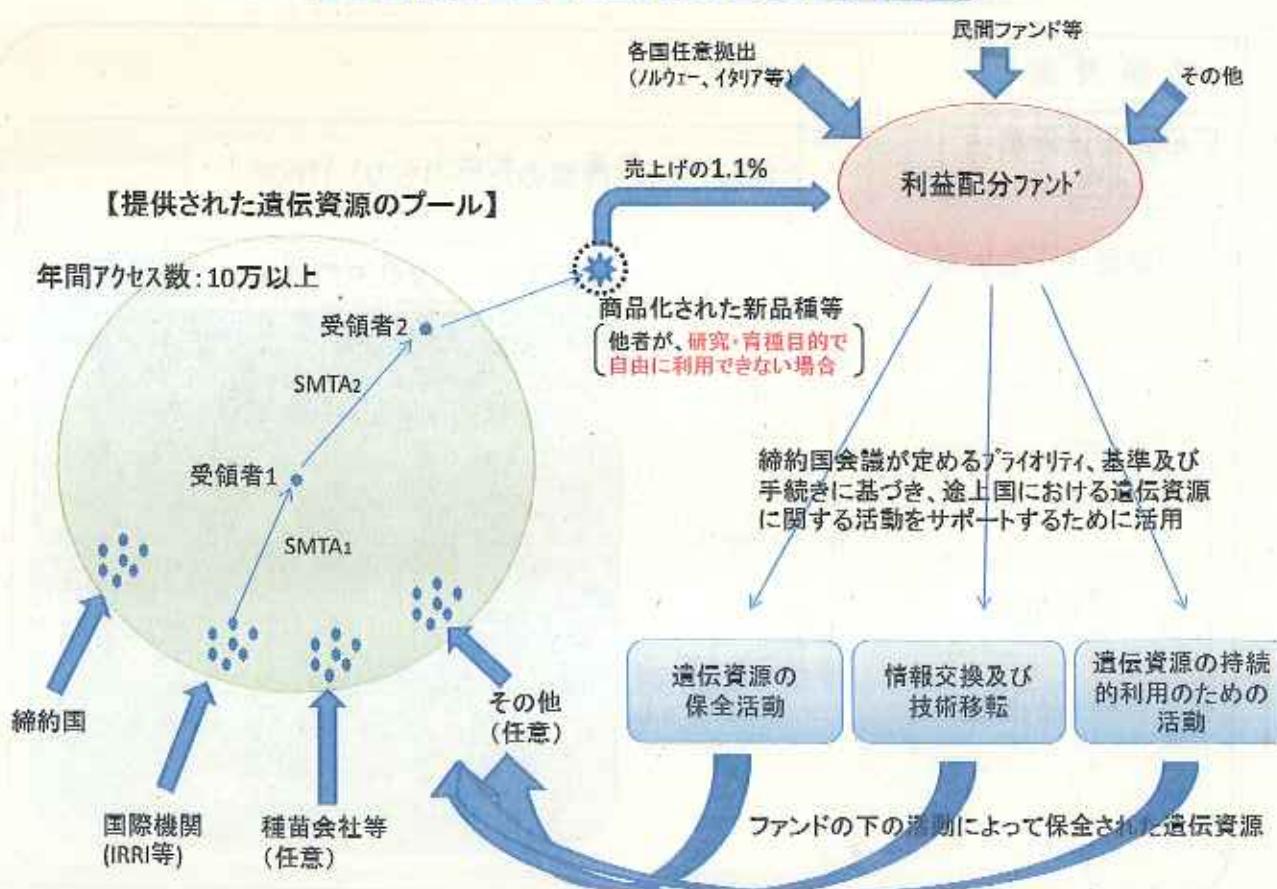
MLSを通じてアクセスした食料・農業植物遺伝資源を利用して商業上の利益が生じた場合、利
用者はその一部をFAO内の基金を通じて途上国に還元

(3)なお、MLSを通じた食料・農業植物遺伝資源へのアクセスは、

① 食料・農業のための研究、育種及び教育目的での利用に限定

② 対象を条約付属書に示す「クロップリスト(35作物、29属牧草類)」の作物に限定

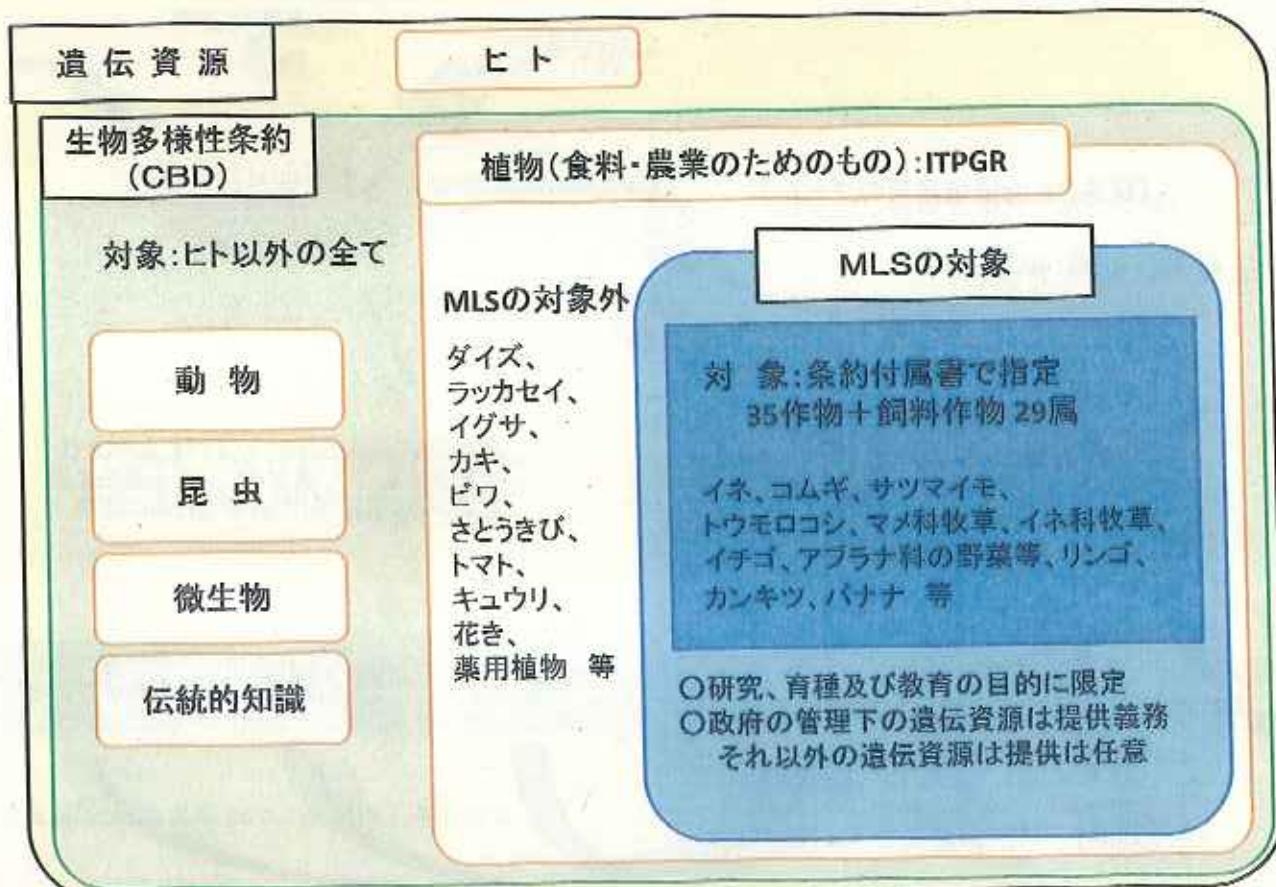
多国間システム(MLS)の概要



CBDとITPGRの比較

	生物多様性条約(CBD)	食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)
加盟国数	193カ国（米国未加盟）	127カ国、EU(日本、米国、中国、ロシア未加盟)
対象	全ての遺伝資源	全ての食料・農業植物遺伝資源
目的	・生物多様性の保全 ・持続的利用 ・遺伝資源の利用による利益の配分	持続可能な農業及び食料安全保障のための、 ・植物遺伝資源の保全及び持続的利用 ・植物遺伝資源の利用による利益の配分
アクセス	提供国との個別の交渉により、 ・アクセスの事前同意(PIC)を得た上、 ・利用形態や利益配分に関する契約 (相互合意条件(MAT))を設定 → 提供国の事前同意(PIC)が得られない ケースや困難な契約条件を課されるケース	「多国間システム」の遺伝資源については、 ・アクセスの事前同意(PIC)は不要 ・あらかじめ定められた契約ひな形(SMTA)を使用 → 事前同意(PIC)や契約条件(MAT)に関する 提供国との個別の交渉が不要
利益配分	上記の個別の交渉により設定された相 互合意条件(MAT)に基づき実施(一般 には提供国に対して支払い)	上記のSMTAに定める条件に基づき実施(FAO の基金に対して支払い)
その他	昨年10月に「名古屋議定書」が成立し、 より具体的な運用ルールが決定	「多国間システム」の対象は、食用作物や飼料 作物を中心とした64種に限定

多国間システム(MLS)の対象遺伝資源



標準材料移転契約(SMTA)

提供者の権利と義務

- 無償又は最低経費以下の有償で、遺伝資源を迅速に提供すること(SMTA第5条(a))
- パスポートデータその他の秘密でない情報も併せて提供すること(SMTA第5条(b))
- 締約国会議に対して、締結した契約について通知すること(SMTA第5条(e))

受領者の権利と義務

- 受領した遺伝資源は、研究、育種又は教育の目的のためのみに利用すること(SMTA第6条第1項)
- 受領したそのままの形態での遺伝資源又はその遺伝的部分・構成要素に対するアクセスを制限するような知的財産権等を取得しないこと(SMTA第6条第2項)
- 遺伝資源を第三者に移転しようとするときは、新たに同内容のSMTAを締結し、その条件において移転すること(SMTA第6条第4項)
- 成果物について取得した知的財産権を第三者に譲渡する場合は、当該契約の利益配分義務を併せて移転すること(SMTA第6条第10項)
- 金銭的利益配分(2つのオプションから選択)
 - (a)他者による成果物の研究・育種目的利用を制限する場合、当該成果物の売上高から30%を差し引いた額の1.1%を支払うこと(SMTA第6条第7項)
 - (b)(成果物の利用の制限に関わらず、)契約から10年間を期間とし、成果物及び受領した遺伝資源が属する作物属種の商品全体の売上高の0.5%を支払うこと(SMTA第6条第11項)

◎ 精神分析的探討

「精神分析」這個詞語已經被廣泛地應用於許多不同的領域，但其實它最初是精神科醫學上的一個術語。精神分析的理論和方法是由西格蒙德·佛洛伊德（Sigmund Freud）所創立的，他認為人類的心理活動並非完全受意識的控制，而是受到潛意識的影響。

精神分析的理論認為，人類的行為是由過去的經驗和情感所決定的。這些經驗和情感在潛意識中被保存著，並在未來的情境中被喚起，影響著個人的行為。精神分析的治療方法是透過與治療者的對話，幫助患者了解自己的潛意識，並從而改變他們的行為模式。這種治療方法在當時引起了很大的爭議，因為它與當時的主流醫學觀念相違背。不過，隨著時間的推移，精神分析的理論和方法已經被廣泛地接受，成為了一種重要的心理治療方法。

精神分析的理論和方法在文學、電影、音樂等藝術領域中也得到了廣泛的應用。它為這些領域提供了新的視角和理解方式，使得這些領域的創作有了更多的深度和層次。

總之，精神分析是一個既古老又現代的學說，它在不同領域中的應用，使得我們對人類的心理和行為有了更深入的了解。

精神分析的理論和方法在當時引起了很大的爭議，因為它與當時的主流醫學觀念相違背。不過，隨著時間的推移，精神分析的理論和方法已經被廣泛地接受，成為了一種重要的心理治療方法。

精神分析的理論和方法在文學、電影、音樂等藝術領域中也得到了廣泛的應用。它為這些領域提供了新的視角和理解方式，使得這些領域的創作有了更多的深度和層次。

總之，精神分析是一個既古老又現代的學說，它在不同領域中的應用，使得我們對人類的心理和行為有了更深入的了解。

精神分析的理論和方法在當時引起了很大的爭議，因為它與當時的主流醫學觀念相違背。不過，隨著時間的推移，精神分析的理論和方法已經被廣泛地接受，成為了一種重要的心理治療方法。



IPBES（生物多様性版IPCC）

（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）

【目的】生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる



国連環境計画(UNEP)の主導により、

生物多様性版IPCCの設立を検討

我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ

2010年6月：韓国で開催された第3回政府間

会合において、IPBES設立に基づき合意

活動内容・体制

・新たな研究活動は行わないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、新たな知見の生成を促進

・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
・能力養成活動への資金支援等の実施

・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決定を採択

2010年12月20日に第65回国連総会において決議を採択

2011年2月のUNEP管理理事会で、IPBESの総会を2011年中に開催することが決定

参考論述16

東日本大震災による 農林水産業への影響

平成23年5月省
農林水産省

1. 地震・津波による農林水産業への影響

東日本大震災における農林水産関係の重大さ

東日本大震災における、農林水産関係の被害額は、現在わかっているだけでも過去の震災を大きく上回る。

<平成における震度7以上の震災の比較>

名 称	発生年月	死者・行方不明者	農林水産関係被害
東日本大震災	平成23年3月	(死者) 14,919人 (不明) 9,893人	14,874億円
新潟県中越地震	平成16年10月	(死者) 68人	1,330億円
阪神・淡路大震災	平成7年1月	(死者) 6,434人 (不明) 3人	900億円

(注) 東日本大震災の数字は死者・行方不明者については平成23年5月9日時点、農林水産関係被害については5月8日時点。岩手県、宮城県及び福島県の水産被害が一部集計中など、今後大きく増大する見込み。

2

水産業への被害①

- ・全国の漁業生産量の5割を占める**7道県**（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）を中心に広範な地域で大きな被害。漁業就業者数は**73,948人**（全国の漁業就業者数の**1/3**）。



7道県での被害
(漁船、漁港、市場、加工施設)

漁 船	約2万隻が被災
漁 港	319漁港が被災し、被害額は4,119億円
市 場	隣接する大半の市場が被災。 全様は22市場
水産加 工施設	全壊が394施設、半壊が101施設、 浸水が114施設

海面ががれきで埋まった寄磯漁港
(石巻市)

鮎川漁港に打ち上げられた漁船
(石巻市)



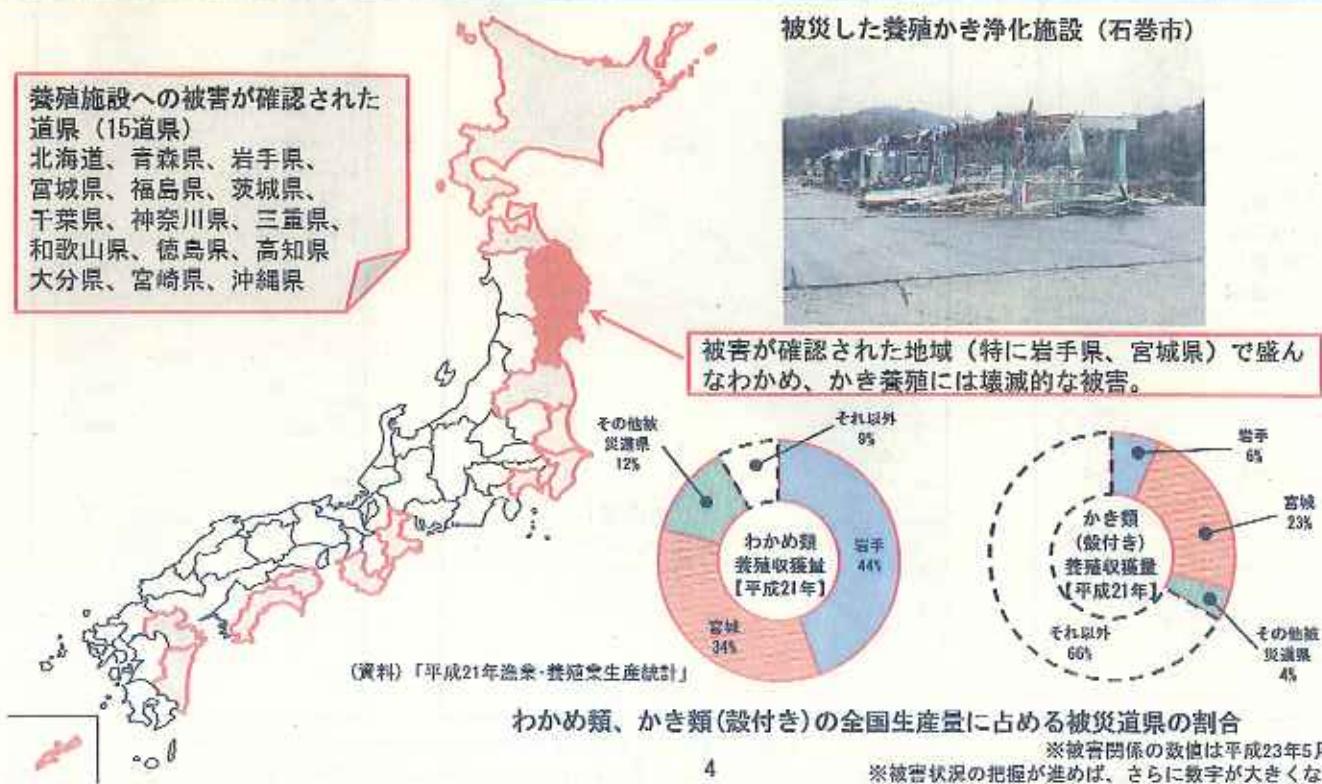
津波で損壊した寄磯漁港水産加工場
(石巻市)



※被害箇所の数値は平成23年5月8日時点(被害状況の把握が進めば、さらに数字が大きくなる可能性)

水産業への被害②

- 養殖施設への被害額は1,008億円（養殖物も含む）。被災地では、特に、わかめ、かきの生産量が多く、被害は甚大。



農業への被害

- 約2.4万haの農地が冠水（水田20千ha、畠3.4千ha）。岩手県、宮城県、福島県で2.3万ha。
- 農業関係の被害額は新潟県中越地震の約5.5倍の7,292億円（農地や農業用施設等の被害額が6,807億円、農作物や家畜等の被害額が485億円）。



(参考) 特に津波による被害が大きかった3県の被災範囲



※赤塗り箇所が津波被災地域 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/map/index.htm>)より改変
※被害面積の数値は全体面積については国土地理院平成23年4月8日プレスリリース、農地面積については平成23年3月29日農林水産省プレスリリース、より引用

林業・木材加工業への被害

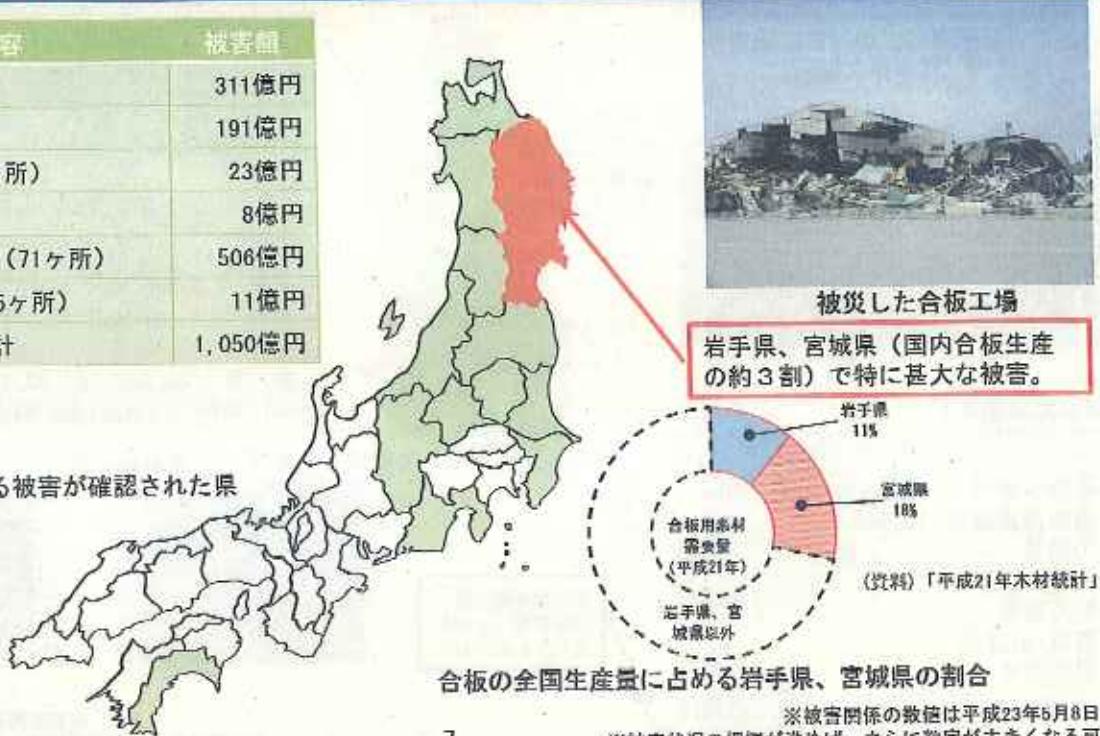
- 主な被災県は宮城、茨城、岩手、福島、長野県等の14県で、被害額は1,050億円。
- 国内合板生産の約3割を担う岩手県と宮城県では多くの合板工場が被災。

被害の内容	被害額
林地荒廃 (403ヶ所)	311億円
治山施設 (153ヶ所)	191億円
林道施設等 (1,577ヶ所)	23億円
森林被害 (810ha)	8億円
木材加工・流通施設 (71ヶ所)	506億円
特用林産施設等 (395ヶ所)	11億円
合計	1,050億円



岩手県、宮城県（国内合板生産の約3割）で特に甚大な被害。

※ ■ は震災による被害が確認された県 (14県)



※被害面積の数値は平成23年5月8日時点
※被害状況の把握が進めば、さらに数字が大きくなる可能性

2. 地震・津波被害からの復旧・復興対策

8

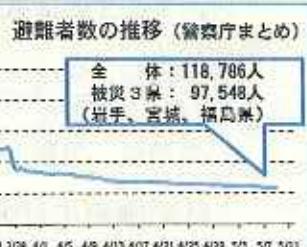
地震・津波被害への農林水産関係の対応

【第1ステップ】 応急の対応

被災者の食料・
生活の確保

政府緊急災害対策本部の設置等

- 被災者（ピーク時約50万人）分の食料を供給（自衛隊機、漁業取締船等も活用）
- 被災地域への飼料、農林漁業用燃料の供給
- 当座の資金調達の円滑化措置 等



【第2ステップ】 当面の復旧対策

一刻も早い生業
の再開

一次補正予算等による対応

- 漁船、冷凍・冷蔵施設等の手当て
- 用排水路、排水機場の復旧や除塩等の農地復旧、農地・農業用施設の復旧と併せて行うがれき除去、等
- 仮設住宅等の設置に必要となる木材の供給体制整備
- 早期復帰が見込める地域は、なるべく早く原状復帰

【第3ステップ】 本格的復興対策

新たな食料供給
基地の建設

復興構想会議の設置。6月目途に提言予定

- 災害に強い地域として再生
- 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成
- 自然に根ざした豊かな生活基盤の形成
を基本コンセプトに地方と国が一体となって新たな食料基地を建設

震災直後の応急の対応

- 不足している食料、燃料（A重油等）、配合飼料等を被災地に輸送。
- 被災した農林漁業者の円滑な資金調達や冠水した農地の排水作業等を支援。

被災地域への食料供給

- これまでに約2,500万食の食料と約200万リットルの飲料を被災地に輸送。ピーク時には1日で約128万食分の食料を供給。
 - 水産庁の漁業取締船等の計10隻が民間漁船と協力して海上から物資（食料、燃料日用品、医薬品）を輸送。
- 福島港における水産庁漁業取締船による救援物資の引き渡し（宮城県石巻市）



被災地域の飼料不足への対応

- 工場の被災により、供給不足となった配合飼料の供給確保を支援するため、
①飼料関係団体に対し、九州や北海道等からの配送（内航船運搬、トラック輸送）の要請、
②備蓄飼料穀物（最大40万トン）の無償・無担保での貸付等を措置。



被災した配合飼料工場とサイロ（岩手県釜石市）

その他の応急対応

【資金調達の円滑化】

- 被災した農林漁業者等が資金を調達できるよう、円滑な融資等を関係団体に依頼。
- 農業共済掛金の払込期限等の延長・共済金の早期支払いに向けて共済団体に指導。



災害応急用ポンプによる排水作業（宮城県名取市）

【排水設備の貸出】

- 農地等の湛水を排除するため、災害応急用ポンプを地方農政局土地改良技術事務所から搬送し供用中。※支援要請のあった福島県、宮城県で計61台が供用中（4/20現在）

【手続きの簡素化】

- 救援活動等に最優先で取組めるよう、農業者戸別所得補償制度の申請期限等を延長。

10

平成23年産米の生産調整について

- 平成23年産米の生産数量目標について、被災県においては、まず県内の被災により米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間で、市町村間等の調整を行っているところ。
- このうち、宮城県及び福島県では、県内の調整のみで生産数量目標を満たせないため、国に県間調整を要請。
- これを受け、国は、生産数量目標の受け手県を募集し、引受けを希望する県の希望数量や条件（対価）を両県に提供。
- この結果、両県と引受希望県との間で調整が行われ、2.7万トンの県間調整が決定。

県間調整の仕組み

出し手県

県内調整

生産数量目標の調整は、県内での調整が基本

【A市】

被災地域
米の生産数量目標
△OOトン

【B市】

受入れ可能な地域
米の生産数量目標
+OOトン

宮城県
福島県

県間調整

県内の調整のみで生産数量目標を満たすことが困難な場合

受け手県

米の生産数量目標 +△△トン
(生産数量目標の引受けに当たり、一定の対価(○○円/トン)を出し手県に拠出するケースが多い。)

本年の県間調整

① 県間調整の希望 4.6万トン

宮城県 10,600トン(2,000ha相当)
福島県 35,000トン(6,500ha相当)

② 引受希望との調整結果

12県と 2.7万トン※1

今回の被災による全国ベースでの生産減見込み。ただし毎年、過剰作付が一定量存在。

※1 多くの県では、農家の営農計画や農作業の準備が進んでいるため引受けが難しいとしている。

※2 生産目標数量795万トンの0.2%程度。

水産関係復旧対策（1次補正での対応）

水産業被害の現状

津波で流された漁船



被災した水産加工施設



被災した防波堤



主な復旧対策

漁業を再開するために必要となる資金等を確保する

【漁場復旧対策支援事業】(123億円)

- ・漁場機能・生産力回復のため、漁業者自身による漁場での瓦礫等の回収処理等を支援

【無利子・無担保・無保証人】融資・保証枠690億円(223億円)

- ・被災漁業者・漁協等を対象に、実質無利子融資や無担保・無保証人融資を実施するほか、代位弁済経費を助成

漁業を再開するための漁船・漁具を導入する

【共同利用漁船等復旧支援対策事業】(274億円)

- ・被災した漁船・定置漁具の復旧のため、漁協等が行う漁船・定置漁具の導入を支援

水産加工施設を整備し、地域産業を復旧する

【水産業共同利用施設復旧支援事業】(18億円)

- ・被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備を支援

【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】(76億円の内数)

- ・水産業共同利用施設の復旧（経営局計上）

漁港や防波堤など漁村のインフラを整備する

【漁港関係等災害復旧事業】(250億円)

- ・被災した漁港・海岸等の復旧支援及び災害対策関連事業を実施

【養殖施設復旧支援対策事業】(267億円)

- ・被災した養殖施設の復旧を支援

早期の漁業再開

12

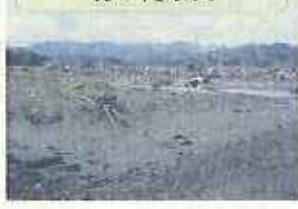
農業関係復旧対策（1次補正での対応）

農業被害の現状

津波被害を受けた水利施設



冠水被害にあった水田



主な復旧対策

農業を再開するために必要となる資金等を確保する

【被災農家経営再開支援事業】(52億円)

- ・経営再開の意思のある被災農家が実施する復旧の取組に支援金交付

【農業経営復旧のための金融支援】(78億円)

- ・被災農林漁業者に対する、天災融資資金・日本公庫資金の一定期間実質無利子化等

卸売市場を速やかに復旧し生鮮食料品等の流通ルートを確保する

【卸売市場施設災害復旧事業】(18億円)

- ・被災卸売市場における災害復旧事業

除塩作業を進め、冠水農地において農業を再開する

【農地・農業用施設災害復旧等事業】(689億円)

- ・用排水路、排水機場の復旧や除塩等の農地復旧、農地・農業用施設の復旧と併せて行うがれき除去、等



道水状況

農業を再開するための共同利用農業用施設・機械等の導入を進める

【東日本大震災農業生産対策交付金】(341億円)

- ・農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入、土壤分析等について都道府県向け交付金として支援

早期の営農再開

13

林野関係復旧対策（1次補正での対応）



適切かつ速やかな災害復旧の実施
仮設住宅に必要な木材の安定供給

14

農林水産関係補正予算（第一次）の概要

【水産業復旧対策】		【農地・農業用施設等の復旧】		【森林・林業復旧対策】	
漁港、漁場、漁村等の復旧		農地・農業用施設等の復旧		農畜産物等の安全確認	
漁港関係等災害復旧事業(公共)	250億円	農地・農業用施設等災害復旧事業(公共)	689億円	土壤等の放射性物質緊急実態調査事業	2億円
災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策(公共)	55億円	災害対策支援機械費(公共)	9億円	農産物等放射性物質調査・分析対策	1億円
水産関係施設等被害状況調査事業	3億円	農地・農業用施設等災害復旧関連調査(公共)	26億円	輸出農産物等放射能検査対応事業	2億円
漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復		農林水産業共同利用施設災害復旧事業			
共同利用漁船等復旧支援対策事業	274億円	341億円			
養殖施設復旧支援対策事業	267億円	18億円			
水産業共同利用施設復旧支援事業	18億円	11億円			
政府所有米袋処理等事業		52億円			
漁業活動再開・継続への支援		生産手段・流通機能の回復		森林・林業復旧対策	
漁場復旧対策支援事業	123億円	東日本大震災農業生産対策交付金	341億円	森林施設災害復旧等事業(公共)	157億円
漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払	860億円 所要額 968億円	卸売市場施設災害復旧事業	18億円	緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策(公共)	28億円
漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	80億円	配合飼料緊急運搬事業	11億円	震災復旧対策緊急調査	1億円
無利子・無担保・無保証人融資の推進	223億円 融資・保証枠 690億円	政府所有米袋処理等事業	52億円	木材供給等緊急対策	59億円
		被災農家経営再開支援事業	6億円	林業・木材産業等の金融支援措置	99億円
		被災家畜処理・関連業務再開支援事業	78億円	きのこ原木の安全性確保対策	0.2億円
		農業経営復旧等のための金融支援(無利子・無担保・無保証人融資の推進)	5億円		
		東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業			
総額3,817億円					

15

農林水産関係でとった法的措置の概要

1. 土地改良法の特例を設置

- ◆ 除塩を含む災害復旧事業等を高い国庫負担率（9/10等）で実施。
- ◆ 国等が申請によらず事業を開始し、施設の改良を伴う事業について、一定の場合、同意徴集手続を簡素化。

2. 海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員選挙に関する特例の設置

- ◆ 選挙の実施が困難である場合は、一定の期日まで選挙の延期を可能とするよう措置。
- ◆ 選挙人名簿の作成が困難な場合、次回の選挙までに作成すれば済むよう措置。

3. 災害復旧事業代行法により措置

- ◆ 国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、漁港や港湾等の公共土木施設の災害復旧事業の代行を可能とするよう措置。

4. 一括法により措置

1. 農林漁業者の円滑な資金調達の支援

- ◆ 制度資金（公庫資金、農業改良資金、就農支援資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金）の償還期限と据置期間を延長（3年間）。
- ◆ （独）農林漁業信用基金が行う保証保険・融資保険において、回収不能となった融資に対する保険支払額を額面の70/100から90/100に引き上げ。

2. 財政支援の拡充

- ◆ 中央卸売市場の災害復旧事業に対する国庫補助率を4/10から2/3に引き上げ。
- ◆ 農業・林業・漁業集落排水施設の災害復旧事業に対する国庫補助率を通常1/2から8/10～9/10に引き上げ。
- ◆ 東日本大震災の被災に対する保険金支払いの財源に充当するため、一般会計から漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入を可能とするよう措置。
- ◆ 農業者年金の保険料支払を一定期間免除。
- ◆ 震災の行方不明者について、早期の遺族年金の支給が開始できるよう措置。

以上のほか、被災地において①災害に強い地域として再生する、②自然調和型産業を核とする活力ある産業を育成する、③自然に根ざした豊かな生活基盤を形成することを基本コンセプトに、地方と国が一体となって新たな食料基地を建設する措置等を検討中。

3. 原発問題の農林水産業への影響と対策

原発事故に伴う政府の指示等

・今般の福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散、原発周辺地域での放射線量の増大、土壌や農作物の放射性物質による汚染の結果、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき、避難指示、屋内退避指示、出荷制限指示等が行われた。また、県等による出荷・操業自粛要請も行われた。農林水産業等では営農・飼養の中止・停止、漁業の操業停止、収入減少、風評被害、関連産業への波及等の影響が発生。

月日	推移
3月 11日	大地震・津波発生 原子力緊急事態宣言→3km圏内退避指示
12日	福島第一原発1号機水素爆発 →20km圏内避難指示
17日	20~30km圏内屋内退避指示 食品衛生法に基づく暫定規制値設定
18日	福島県の原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
19日	茨城県のホウレンソウから暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出
21日	出荷制限(原災本部長指示)開始
4月 4日	高濃度放射性汚染水約1万トンを海洋に放出 「稻の作付制限の考え方」(原災本部)公表
8日	警戒区域の指示
21日	計画的避難区域、緊急時避難準備区域の指示 稻の作付制限(原災本部長指示)
22日	



18

原発問題にかかる避難区域等の状況（4月22日現在）

避難区域等の状況

	詳 細
警戒区域	福島第一原発から半径20kmの範囲に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りが制限される区域
計画的避難区域	事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあり、計画的に避難することが求められる区域
緊急時避難準備区域	常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域



原発事故の影響①(出荷制限と解除)

- 福島第一原発の事故による放射性物質の降下に伴い、食品安全の観点から、周辺地域のホウレンソウ、原乳等について、調査結果に基づき、原子力災害対策本部長(総理)から関係県知事に**出荷制限**等を指示
- 概ね1週間ごとに行われる検査において、**3回連続**して暫定規制値を下回った場合出荷制限を解除

現在出荷制限の対象となっている農水産物(5月9日現在)

県名	出荷制限品目
福島県	原乳(注1の地域を除く)、非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)(注2の地域を除く)、結球性葉菜類(キャベツ等)(注3の地域を除く)、アブラナ科花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)(注4の地域を除く)、カブ(注5の地域を除く)、原木しいたけ(露地)(注6の地域)、たけのこ(注7の地域)、くさそでつ(こごみ)(福島市、桑折町)、イカナゴの稚魚
茨城県	ホウレンソウ(北茨城市、高萩市)

(注1)福島市、二本松市、伊達市、木古内市、郡山市、猪苗代川市、田村市(田代路村の区域を除く)、白河市、喜多方市、福島市(福島市のうち、鳥崎、火内、川子及び強崎を除く)、郡山市に隣する。いわき市、郡山市、川俣町(山木瀬の区域を除く)、鏡石町、石川町、皮川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、坂町、御持町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新治町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
(注2)白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、坂町、鶴川村、いわき市
(注3)会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、相馬町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、会津津町、北塙原村、頭川村、相和村、猪牧村、郡山市、猪苗代川市、田村市(雪成区域を除く)、鏡石町、火采村、石川町、玉川村、平田村、猪川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市
(注4)福島市、二本松市、伊達市、木古内市、郡山市、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、大玉村、喜多方市、猪苗代町、三春町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、小野町、いわき市
(注5)福島市、伊達市、木古内市、郡山市、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、大玉村、喜多方市、猪苗代町、三春町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、小野町、いわき市
(注6)福島市、伊達市、木古内市、郡山市、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、大玉村、喜多方市、猪苗代町、三春町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、小野町、いわき市
(注7)福島市、伊達市、木古内市、郡山市、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、大玉村、喜多方市、猪苗代町、三春町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、猪苗代川市、田村市、猪苗代町、三島町、小野町、いわき市

これまでに出荷制限が解除された農産物(5月9日現在)

県名	出荷制限が解除となった品目
福島県	4/8, 4/16, 4/21, 5/1 原乳(注1の地域) 4/26 原木しいたけ(いわき市)、4/27, 5/4 結球性葉菜類(注3の地域)、4/27, 5/4 アブラナ科花菜類(注4の地域)、非結球葉菜類(注2の地域)、カブ(注5の地域)
茨城県	4/10 原乳(全域) 4/17 ホウレンソウ(北茨城市、高萩市を除く)、カキナ、バセリ
栃木県	4/14 カキナ、4/21, 4/27 ホウレンソウ
群馬県	4/8 ホウレンソウ、カキナ
千葉県	4/22 ホウレンソウ(旭市、香取市、多古町)、シュンギク、チングンサイ、サンチュ、バセリ、セルリー(旭市)

出荷制限の考え方

集荷実態をふまえ県内を複数の区域に区分

区域毎に原則として複数市町村で概ね1週間毎に検査(暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を実施)

1週間毎の検査に3回連続暫定規制値以下

区域の出荷制限の解除

放射性物質の放出が続いている間は制限解除後も一週間毎の検査を継続

20

原発事故の影響②(稲の作付け制限)

- 4月8日に稲の作付制限等に関する考え方(「稲の作付の考え方」)を決定。
- 避難地域等に加え、水田土壤の放射性セシウム濃度の調査結果を踏まえ、**生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域**について、**稲の作付制限**を行うこととし、土壤の調査結果などを基に、4月22日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における稲の作付制限を指示。

○「稲の作付の考え方(抜粋)」 (4月8日決定)

- 避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壤の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壤中の放射性セシウムの米への移行の指標からみて、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うこととする。
- 具体的な地域については、水田土壤の調査結果を踏まえて、国と関係地方自治体が協議して決定し、その段階で原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付制限を行うよう指示する。
- 稲の作付制限を行ふ場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。**

水田土壤中の放射性セシウムの米への移行の指標

水田土壤から玄米への放射性セシウムの移行の指標は0.1

玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる

土壤中放射性セシウム濃度の上限(5000 Bq/kg)

※これを超過した場合、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性がある

作付制限の農家への影響

- 米の販売代金や交付金(戸別所得補償制度によるもの)が得られないだけでなく、せっかく準備・購入していた種や資材が無駄になるほか、収入が無いのに、地代、水利費、土地改良の負担金等を払うことを求められる。
- 作付制限地域だけでなく、その周辺地域でも苦しい風評被害。

原発事故の影響③（水産業）

- 福島第一原発の事故が深刻化する中で、周辺地域の漁業者は、県・県漁連等の要請に従い、あるいはモニタリングの結果が出るまでの間、**操業を停止**。
- 4月2日に発見された2号機取水口付近からの高濃度放射性廃液の流出や、4月4日から行われた**大量の放射性汚染水の放出の影響**も懸念されているところ。

海産魚介類の放射性物質検査の実施状況



操業停止の実態（平成23年4月20日時点）

県名	内 容
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 福島原発から30Km圏内は航行危険区域(海上保安庁が設定)となっており、操業できず 原発事故が深刻化する中で、県漁連の指導及び漁協組合長会議の決定により、3月15日以降、漁協が全ての操業を自棄 4月20日、原子力災害対策本部長指示によりコウナゴの採取及び出荷が制限
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故が深刻化する中で、県によるモニタリング結果が出る4月2日まで、県沖での操業を自棄 県沖で採取されたコウナゴから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを踏まえた4月5日の県の出荷・販売の自棄要請を受け、県下漁協が船びき網漁業の操業を自棄

周辺県の漁業の概況（内水面を除く）

	福島県	茨城県	千葉県
漁業生産額 (億円、21年)	160	138	300
漁業就業者数 (人、20年度)	1,743	1,551	5,916

（資料）「平成21年漁業・養殖業生産統計年報」「2009年漁業センサス」

注：漁業生産額の福島県及び茨城県については、海面養殖業が秘匿措置（調査客体が2以下）により非公表のため、含まれていない。

22

原発事故の影響④（諸外国の輸入規制の動き）

- 原発事故以来、中国やEU等の38ヶ国・地域において、日本産食品の輸入に対し**輸入停止**又は**証明書の要求**といった規制強化をする動き（5月9日現在）。
- 政府として、過剰な規制を行わないようWTO会合や在外公館を通じて働きかけ。
- EU、EFTA、シンガポール、マレーシア、韓国向けの**産地証明等の発行体制**を整備。

主な輸出先国の輸入規制措置の例

対象県	品目	措置
中国	12都県※1	全ての食品・飼料 輸入停止
	12都県以外	①放射能基準適合証明書及び②产地証明書を要求
韓国	5県※2	輸入停止 (原乳は福島、茨城のみ。飼料は福島、栃木、群馬、茨城のみ)
	13都県※2	放射能基準適合証明書を要求
	13都県以外	产地証明書を要求
EU	12都県※1	放射能基準適合証明書を要求
	12都県以外	产地証明書を要求
台湾	5県※3	輸入停止
	5県以外	加工食品を除き全ての食品 全ロット検査
香港	5県※3	果物、野菜、牛乳等 輸入停止
	食肉(卵含む)、水産物	放射能基準適合証明書を要求
米国	6県※4	ほうれん草、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等 輸入停止(福島、栃木(ほうれん草のみ))
	果物、野菜等	放射能基準適合証明書を要求

農林水産物・食品の輸出実績



※1 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉

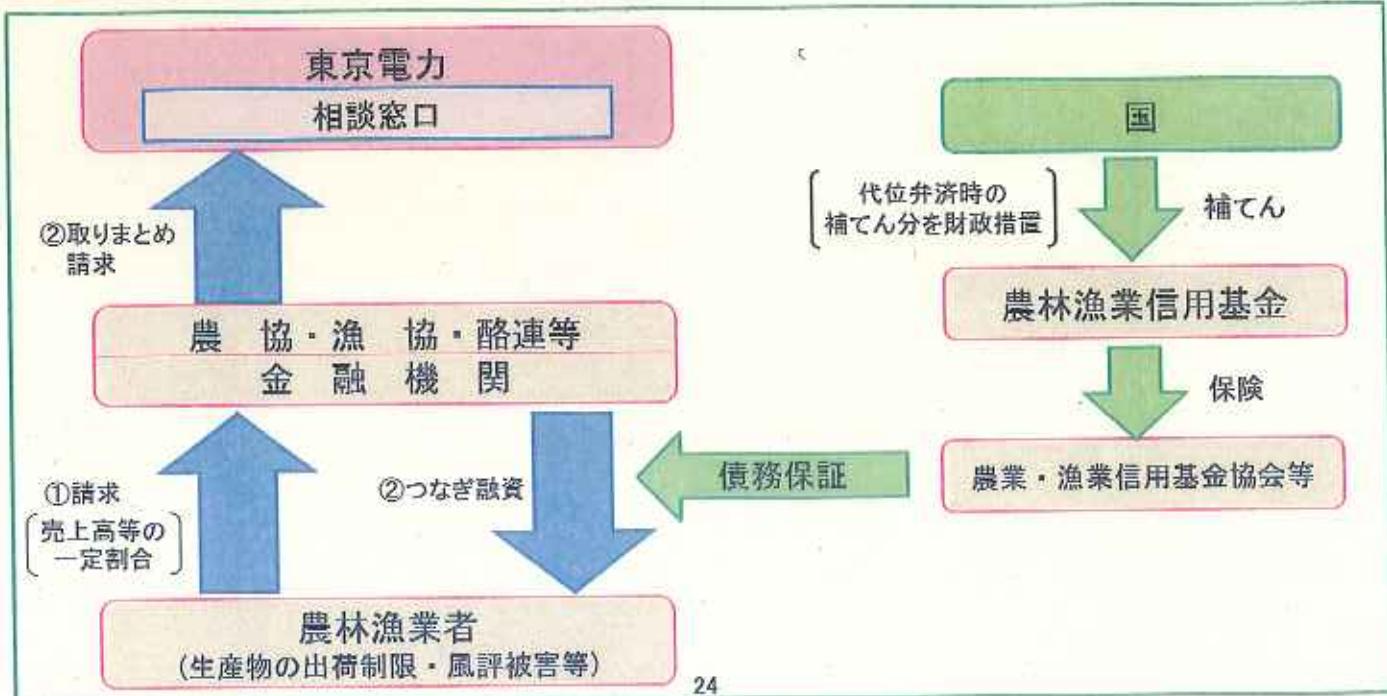
※2 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、千葉、静岡、神奈川

※3 福島、群馬、栃木、茨城、千葉

※4 福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉

原発事故で被害を受けた農林漁業者への補償等

- 福島原発の事故による農作物・水産物への被害については原子力損害賠償法に基づき、賠償。
- J A・J F グループは、農業者・漁業者の損害賠償をとりまとめ請求する作業を進めているほか、賠償が行われるまでの間、被災農家に対し、無利子融資等によるつなぎ資金の融資を実施。つなぎ融資に対する債務保証については、国が実質的に保証。



24

農林水産物の風評被害への対応

- 発生被害について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切に賠償されるよう最大限努力。
- 風評被害に対しては、科学的知見に基づき正確な情報提供を進めるほか、政府、農業団体等が一体となって被災地産の食品の消費を応援する等の取組を展開。

【風評被害の発生】

- 周辺地域で
 - 大気中・海水中から基準を超える放射性物質の検出
 - 周辺地域では農作物・水産物の出荷規制

出荷規制がなくとも
出荷や操業を自粛せざるを得ない地域が発生

他の産地の農作物や水産物について、販売量の減少や価格の低迷

諸外国において、日本産食品の輸入停止等

といった事案が発生

【被害を受けた生産者等に対する賠償】

- 福島原発の事故による損害については、「原子力損害賠償法」に基づき東京電力による適切な賠償が行われることが重要
- 第3回原子力損害賠償紛争審査会において、出荷制限や出荷自粛等について第一次指針が取りまとめ。風評被害など第一次指針に盛り込まれなかった被害についても、早急に指針に盛り込まれるよう、今後とも強く働きかけ

【科学的知見に基づく正確な情報を提供】

- 農林水産大臣から消費者及び小売事業者に対し、出荷制限対象外の農作物等について、普段どおり買いたい物や商売をしていただくようメッセージを発信
- 在京の外交団や外国プレス等に対してブリーフィングを実施するとともに、わが国のとった措置や検査結果を説明し、過剰な規制をとらないよう働きかけ
- 都県と連携して実施した農産物・水産物のモニタリング結果を速やかに公表 等

【正しい知識に基づいた被災地応援の取組】

- 「食べて応援しよう!」をキャッチフレーズにした被災地応援の取組
被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援
- 農業団体による被災地支援の取組
被災地産農産物の販売会等を通じ、被災地を応援



卷之三

卷之三